

平成21年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年3月11日	9時30分	副議長	池田	実
及び宣告	散会	平成21年3月11日	15時30分	副議長	池田	実
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	欠
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	古賀芳博		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 重 松 一 徳

- (1) 新型インフルエンザ対策と危機管理体制について
- (2) 緊急雇用対策について
- (3) まちづくり基本条例について

2. 片 山 一 儀

- (1) 基山町まちづくり基本条例について

3. 後 藤 信 八

- (1) 基山町の中期財政見通しについて

4. 松 石 信 男

- (1) 就学援助制度の現状と課題について
- (2) 経済危機から町民の雇用と暮らしをどう守るのか
- (3) 学童保育の充実について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

副議長（池田 実君）

ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

副議長（池田 実君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位とします。

まず最初に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2 番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番議員の重松です。一般質問3日目ですが、まさに基山町政70周年を記念する議会だろうと思っております。過去に一般質問3日目というのは初めてのことはないかと思ひますし、諸般の事情で副議長は辞退されましたけれども、議長以外全議員が一般質問に立つというのも初めてのことはないかと思っております。しかし、国会に目を向ければ、国民の政治不信は頂点に達しております。町議会は、町民の負託に誠心誠意こたえるべくみずからも改革を行い、開かれた議会運営に努めなければと思っております。今議会がその先駆けになればという思いも込めまして一般質問を行います。

まず、質問事項1番の新型インフルエンザ対策と危機管理体制について質問いたします。

昨年の12月議会、一般質問の冒頭、危機管理体制の確立が急務だと述べました。全く私たちの常識が通用しなくなる新型インフルエンザが発生したときの町民の生命と財産をどのように守るのかという深刻な問題があります。まだまだ不確定要素が多い中ではありますが、早目、早目の対応が大事だろうと思ひますので、基本的な事項について質問したいと思っております。

まず1番目に、新型インフルエンザ対応行動計画の策定についてですが、国の指導のもと佐賀県は、平成17年に策定し、平成19年4月に改定を行い、そして本年1月に第3版の対応行動計画を策定しています。本町は策定されているのか、まず質問いたします。もし策定の計画段階でしたら、いつまでに策定される予定なのかあわせて質問いたします。

2番目に、新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が新型インフルエンザに罹

患し、国内では医療機関受診者が1,300万から2,500万人、入院患者が53万から200万人、死者が17万から64万人と推定されています。佐賀県内では、受診者が8万8,000人から17万人、入院患者が3,600人から1万3,000人、死亡者数が1,100人から4,300人と推定されています。推定に幅があるのは、新型インフルエンザの病原性や感染力の強さ等に左右されるのですが、町内で最悪のケースとして、感染患者、入院患者、死亡者数をどのように推定されているのか、また回答をお願いいたします。

次に、もしも町内で大発生した場合、町内での火葬機能で対応できるのかという深刻な問題があります。どこの自治体でも頭を痛めている問題でもありますが、国、県においてさまざまなシミュレーションがされている問題です。本町の火葬機能はどうでしょうか。また、現時点で、最大稼働で1日に何体の火葬能力の性能を持っている火葬場でしょうか。また、回答をお願いいたします。

4番目に、昨年12月議会で、補正で375千円を追加して防護服30着、5日分を購入が決まっておりますが、現在の感染防護服、防護マスク、非透過性遺体収納袋の備蓄状況はどうなっていますか。また、将来の備蓄計画はどのようにされているのでしょうか。

5番目に、日ごろから通常インフルエンザ対策が新型インフルエンザの感染拡大を抑えることになるとの見地から、日常的にできるせきエチケットや手洗い、うがいの慣行などが言われています。新型と通常のインフルエンザを区別するためにも、通常のインフルエンザワクチン接種が有効とも言われております。そこで、通常インフルエンザワクチンの接種補助事業対象はどうなっていますか。具体的年齢と補助金額をあわせてお示しください。また、今後、接種対象者の拡大をする予定はありでしょうか。

6番目に、まさに感染拡大に対応する危機管理が日ごろからできていないと、いざというとき役場機能は完全に麻痺します。感染拡大をすれば4割の職員が欠員すると想定されています。そのときの緊急連絡網、職場機能はどのようになっているのか心配もするところです。

昨年4月に機構改革を大幅に行い、職員の中にまだふなれや意思疎通の不備があるという意見も多く聞きます。現時点でどのように緊急連絡網になっているのか、回答をお願いいたします。

7番目に、佐賀県内の自治体の中でも鳥栖市は新型インフルエンザ対策が一番進んでいる自治体でもあります。それに、鳥栖保健福祉事務所は鳥栖市にありますし、救急病院を含め

主要病院は鳥栖市に集中しています。現段階から鳥栖市と広域行政的取り組みとして新型インフルエンザ対策が組めないのか、現時点でわかる範囲で説明をお願いいたします。

最後に、新型インフルエンザに関する正しい情報を提供し、町民の関心を高め、予防対策や事前の備えについての広報が大変重要になります。具体的に今後どのように行うのか、説明をお願いいたします。

次に、質問事項 2 番の緊急雇用対策について質問いたします。

アメリカ発世界的大不況の中、日本では昨年秋以降の派遣切り、雇いどめ等の雇用不安が広がり、その解消のために国、県はさまざまな緊急の雇用対策、景気対策を打ち出していますが、限られた予算の中で有効に活用しないと効果はあられません。現状分析をしっかりと行う中で対応策を組むべきではと思っております。

そこで最初に、町内雇用情勢の把握と町内住民の失業状況の把握はどのようになっているのか質問いたします。そして、国、県の雇用対策事業で、町内で何名の雇用創出ができるのでしょうか。また、基山町独自で雇用創設の具体策はあるのか、質問いたします。

次に、質問事項 3 番のまちづくり基本条例について質問しますが、今回は基本的な部分のみ質問いたします。

平成19年秋からのさまざまな会議や委員会を経て、3月1日にはまちづくり基本条例の素案が町民に発表されました。まず、町長は、条例の素案を読まれてどのような意見、感想をお持ちでしょうか。

そして最後に、6月議会には上程する予定と聞いておりますが、今後どのような行程を踏む計画があるのか質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

よろしくをお願いいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。重松一徳議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の新型インフルエンザ対策と危機管理体制についてということでございます。

その(1)新型インフルエンザ対応行動計画は策定しておるのか、また、いつまでに策定する予定なのかというお尋ねでございます。まだ現在のところ策定をいたしておりません。職員で構成する基山町新型インフルエンザ対応行動計画策定ワーキングチームを設置して、近

日中に策定に取りかかりまして、9月末までには策定をいたします。

(2)の町内で最悪のケースとして、何人の感染患者、入院患者、死者数を想定しておるかということですが、現段階でその流行規模を予測するのは大変難しいわけですが、県の計画を参考にして、受診者数は3,400人、入院患者数は260人、そして死亡者数が86人と想定されます。

(3)火葬機能に問題はないのか。1日何体火葬できる性能なのかということですが、現在、火葬炉2基で運営をしております。そして、1日最大稼働で8体から10体程度火葬できるのではないかと考えております。

4番目に、感染防護服、防護マスク、非透過性遺体収納袋の備蓄状況、また将来の備蓄計画はどうなっているかということですが、現予算では、感染防護服セット30人分の5日分を予定しております。将来の備蓄計画は計画策定の中で位置づけたいと考えております。また、県が遺体搬送作業や火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、マスク、非透過性遺体収容袋等については準備をすることになっているため、今後、県との協議をしながら対応していきたいと思っております。

それから5番目、通常インフルエンザワクチン接種補助の対象はどうなっているかと。具体的年齢と補助金額はどうかと。また、接種対象者の拡大をする予定はあるのかということですが、これは、65歳以上で個人負担が1千円で行っております。対象者の拡大は現在のところ考えておりません。

6番目、危機管理体制の緊急時連絡網はどのようになっているかということですが、策定予定の行動計画の中で発生レベルに応じた危機管理体制を定めていきたいと思っております。

(7)鳥栖市と広域行政による新型インフルエンザ対策が組めないのかということですが、発熱外来を主体に鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会によって広域での対応を協議しているところでございます。

8番目の町民への広報を具体的にどのように行うかということですが、行動計画に合わせまして広報、ホームページ、チラシ等により随時情報提供を行ってまいりたいと思っております。

2番目の緊急雇用対策についてでございます。

(1)町内雇用情勢の把握と、町内住民の失業状況の把握はどのようになっているかというお尋ねでございますが、本年1月、基山町商工会にお願いをいたしまして、町内企業24社を

対象に労働力に関する調査を実施いたしまして、18社より回答をいただいております。3月までに雇用調整を実施、あるいは予定している企業は4社で74名という回答でございます。町内住民の失業状況は把握できておりません。

それから、(2)国、県の雇用対策事業で、町内で何名の雇用創出ができるのか。また、町独自で雇用創設の具体策はあるのかということでございますが、国の雇用対策で5名、基山町では各課で予定いたしております賃金を活用した臨時職員の雇用を図ってまいりたいと思っております。

3番目のまちづくり基本条例についてでございます。

(1)現在、策定委員会で策定されている条例案に対して町長はどのような意見を持っておられるかというお尋ねでございますが、策定委員会では、事務局と作業部会で条例に盛り込む内容を検討し、事務局より提出した条例案を今審議いただいておりますところでございます。私としましては、まちづくりの理念、方法、ルール等を的確にコンパクトにまとめられておると感じております。この条例によりまして基山町にかかわるさまざまな人々と協力し合いながらまちづくりが進むと考えております。

(2)今後、6月議会提出までにどのような行程を踏むかということでございますが、期間的には非常に厳しいものがあると思っておりますけれども、本条例に対する規則や要綱の整理、法令審査委員会による審議、できれば議会との勉強会も必要と考えております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

新型インフルエンザ対策、大変難しい問題でありますし、不確定要素が多い中ではありますけれども、質問させていただきました。

まず初めにですけれども、映画で「感染列島」という映画が今上映されておりますけれども、執行部の方で「感染列島」という映画を見られた方がいらっしゃったら、ちょっと手を挙げていただきたいんですけれども、町長は見られました。見られた方はいらっしゃいますか。この「感染列島」という映画は日本の映画ですけれども、新型インフルエンザではないんですけれども、新型ウイルスが日本で発生して、そして日本の中でパンデミックが起ると。そのときに医療体制を含めて、そして片方は暴動にもなるというのを示した映画でもあ

ります。参考になる部分が多々あるだろうと思います。執行部の方も、もし機会があればぜひ見ていただきたいなというふうに思っております。それは余談ですけれども。

まず最初にこの策定、9月末というのはちょっと遅いのかなという気がします。佐賀県が、さっき言いましたように新型インフルエンザの対応行動計画と、これ第3版なんですね、出しています。鳥栖市あたりは先ほど進んでいると言いましたけれども、3月には対応行動計画を出そうというふうなところまで鳥栖市は進んでいるだろうというふうに思うんですね。なぜかという、先に先に対応してきたという結果がこういう対応行動計画についてもすぐ出せる状況まで来ているというところもあるだろうと思います。

それで、最初の質問ですけれども、9月に策定するというふうなことですけれども、現在庁内で職員を対象として新型インフルエンザに関する学習会、または講演会をされましたか。されたら、されたのを含めて報告していただきたいし、されてなかったらされてなかったでいいですけれども、どうでしょうか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

鳥栖保健福祉事務所から講師をしていただきまして、2回開いております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

まず、最初も言いますように大変難しい問題、不確定要素、私たちの常識が全く通用しないというふうな部分がありますので、基礎的なところを含めてまず勉強しないと、漠然とした中ではなかなか策定はできないだろうと思っております。

先ほどワーキングチームをつくって今から策定に向かうんだというふうに言われました。各課を統合するといいいましょか、網羅する中での作業になるだろうというふうに思います。それで、ワーキングチームの座長と構成メンバーをわかる範囲で結構ですけれども、説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ワーキングチームにつきましては、10名各課から選抜いたしまして構成を予定いたしております。これが来週の16日に第1回目を予定いたしておりますので、その中で座長といいますが、リーダーを決めていきたいと思っておりますので、今まだ1回も開いておりませんので、1回目の開催のときに決めさせていただきたいと思えます。ちなみに、全課ではございません。一応主体となります健康福祉課、それから総務課を特に主体といたしまして2名ずつ、計4名、あと残りにつきましては、ある程度関係する課の選抜で行っておるところでございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

なぜ座長を聞いたのかということ、本来この各課をまたいでワーキングチームをつくり話を進める中では、どうしても今回、副町長を置かないというところがありますけれども、副町長が当たるというのが私は一番本当はベストなんだろうというふうに思うんですね。しかし、なかなかそういうふうにはいかないという状況の中で、今から先の作業が進んでいくんだろうというふうに思っております。これについては後でまた質問いたします。

それから、先ほど受診者数が3,400人、入院患者数260人、死亡者数86人というふうな数字を出されました。この数字の基本は、これは国にしても県にしてもそうなんですけれども、アメリカのほうの疾病管理センターの推計モデルというので出された。もしスペイン風邪が今の段階で発生したときにどれぐらいの死亡者数が出るのかというのもまた推計モデルの中に入っているんだろうというふうに思っております。

そこで、私は、この推計モデルをもとにして基山町の中で今から先いろんな対策を踏まれる中で一番心配するのが、実はこの火葬体制でもあるわけです。これがなぜかということ、地域の自治体の中で一番重要な課題にも一つはなる面があるのではないかなというふうに思っております。通常火葬は死亡時から24時間以降でないといふ火葬できません。しかし、新型インフルエンザは、これ特例で24時間以内、早い話がなるべく早く、死者そのものが逆に言えばインフルエンザに感染されていると。感染拡大にならないために一日も早く火葬するというふうなのが、またこれ特例として出てくるわけでありまして。そこらはまさしく私たちの日常今日火葬しています、例えば、亡くなったら通夜をする、親戚集まって葬儀をする、そういう私たちの日ごろの常識が全く通用しないと。まず、この新型インフルエンザの行動計画

にも書いてあります。慌てない、集まらない、頑張らないと。集まらないというのが基本になるわけです。そうすると、身内から死亡者が出たとしても、集まって通夜をすとか火葬をすとかいう発想ができないわけなんですね。そういう意味で、本当に私たちの常識が通用しないという片方の中でこの火葬体制できるのかなというのがあります。

それで、先ほど死亡者数86名で、1日8体から10体は稼働の機能があるというふうな説明ですけれども、現時点で特段問題はないというふうに考えてありますか。それとも、もし何かのときによその市、町なりと連携を組まなければならないというふうにお考えでしょうか、質問いたします。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうからお答え申し上げます。

現段階の火葬状況でございますけれども、2基については数年置きに炉内修理をして何とかやれる状況ではございます。ただ、議員おっしゃいますように、新型インフルエンザが発生した場合、十分な対応ができるというのは思っておりません。そういうことで、今後、行動計画なり、それから県の指導をいただきながら計画をしていきたいと思っております。

それから、発生時に近隣との協力体制ということですが、これにつきましても今後の課題だというように思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

言いましたように、時間的余裕がない中で片方火葬もしなければならぬと。もし火葬する余裕がないときには、先ほど言いました遺体収納袋に安置してどこかに遺体安置しなければならないというふうないろんな具体的な問題が発生してきます。そのときにどのようにそこをやっていくのかと。先ほど言いました、私もまた質問しておりますけれども、広域的なところでできないのかと。県の行動計画を読めば、今から先協議していくと。県もまだ具体的にそこまでは踏み込んでいないというのがありますね。

ただ、私は前回12月議会のときにも少し言ったと思うんですけれども、鳥栖市とやっぱり

広域です。この辺については特例的なものを含めて今基山での遺体焼却、鳥栖市の火葬場に持っていけば値段が違いますね。この辺を踏まえて、今の段階で特例でこういう新型インフルエンザが発生した場合はお互いに火葬場に余力があればお願いするというのを今のうちから、今度の策定行動できますけれども、その中でもやっぱりうたって、うたうためには鳥栖市と話をしなければならぬと思うんですけれども、この辺をぜひお願いしたいというふうに思いますけれども、この辺、今の段階でできるというふうに思われますか。していいというふうに思われますか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

これは非常に難しい問題でございますが、一応この新型インフルエンザにつきましては、先ほども町長のほうから説明を申し上げましたが、鳥栖三養基地区で今協議を行っております。これは発熱外来を主体でございますが、これについてもまだいろいろと問題が出てきておりますので、なかなかまとまっております。そういう関係で、基山が発生すれば当然鳥栖市も郡内あたりも同じように発生するだろうという前提のもとに協議を行っておりますが、お互いに自分のところでいっぱいということになる可能性もありますので、これにつきましては発熱外来同様に広域的に協議をしていかなければならないというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

火葬機能に限らず、いろんな面含めて今から広域的な取り組みが出てくるんだろうというふうに思っております。

次の質問ですけれども、感染防護服セット30人分の5日分、購入を予定されておりますという中身です。これ12月の議会で補正予算組んで可決して、私はもう既に購入されているんだろうというふうに思っていました。購入すれば当然試着の訓練からしていかないと難しい問題があるんですね。ちょっとした傷でも破れるという大変薄い防護服でもあります。破れたままにしておれば機能は果たしませんので、この脱着が大変難しいというので、その脱着の訓練をされている自治体もたくさんあるんですね。

それで、今後購入する予定というふうに言われましたけれども、今日まで購入が行われて

いないと。何らかの理由があるんでしょうか、説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

購入を予定しているということにつきましては、取り組みがちょっと遅かった分もあると思いますが、お願いしている業者のほうで、どうしてもまだ準備できないと。今一斉にそういう購入の要望があっているということでございますので、しばらく待っていただけないだろうかということで、今のところ購入できないという状況でございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

5日分、なるべく早くしなければならぬというの私もはあるんだろうと思うんですね。予算組んでもうしているんですから。

それから、これは21年度予算にもかかわることですけれども、21年度予算に防護服の購入予定の予算を組まれていませんね。私は、12月議会で補正予算も組まなければならないというぐらい緊急性を用いてして、これ当然30日分の5日分じゃ足りない。これは大体耐用年数は5年と言われてますね。だから、買い増し、買い増ししていかなければならないというのが基本的にどこでもあるんですね。だから、当初予算にまず組まれていないというのは大変問題だと思うんですね。これ何で当初予算のほうに組み込むように予算の組むときにそのような手配をしなかったんですか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

当初予算になぜ組まなかったかということでございますが、一応今回準備を予定しております分です。まず対応させていただいて、今度予定いたしておりますこの計画の中で盛り込みまして、後ほど補正で必要であれば対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

先ほど言われました9月末に策定いたしますという中身ですね。9月末ということは、それから予算をすれば12月の補正予算に間に合うか間に合わないかですよね。じゃ、ここの秋口もしそういうふうな新型インフルエンザが発生するというふうな状況、これ最悪の場合、間に合わない面がありますね。当然これはもう必要ということで、逆に言えば去年の12月の補正予算でも組まれたんですよね。だから、私は最低限この当初予算の中に30人分の5日分、最低組み入ると。そして、9月に策定して12月の補正予算に足りない分の増額をするというのが基本的にないと難しいだろうというふうに思うんですね。この辺そういう発想はありませんでした。どうでしょうか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

発想がなかったかということでございますが、基本的にやはり必要性は感じておりまして、当分の間、今購入を予定いたしております30人分、5日分、これで対応させていただきたいという形で当初予算には計上いたしておりません。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

早目に対応をお願いいたします。

それから、通常ワクチンですね。対象者の拡大をということでお願いしていますが、できないということで、きょうの朝の佐賀新聞を見られた方はいらっしゃるだろうと思います。嬉野市で中学生以下の児童に対して通常ワクチンの補助をすると。県内で初めてと。今、基山町は65歳以上の高齢者に対して通常ワクチンの補助をされていますね。なぜこれが今から先大変重要かという、新型インフルエンザが発生したときに当然通常の今インフルエンザも発生します。そのときの区別ができるということ、児童にインフルエンザのワクチンを今やっておけば、もし学校閉鎖とかなったときに子供たちが家で元気になると。子供たちが元気にいれば親は出て行って仕事もできるという部分があるんですね。だから、両方の意味においてこれ大変今から先大事なんだというふうに言われています。私は、できれば基山町が県内で一番最初に補助を本当はしてほしいぐらいの気持ちがあったんですけども、

ぜひこれについては考えてもらいたいなというふうに思っています。

肺炎球菌ワクチン補助、今回予算を組まれましたね。高齢者75歳以上ですか、大体肺炎球菌ワクチン1回7千円くらいかかるんですね。今回その3千円を補助するという出されていますね。去年の9月議会に大山軍太議員が質問されて、そのときには調査して対応したいというふうな答弁でしたよね。そして、私びっくりしたんですけども、去年の11月にはもう医療機関のほうにはことしの4月から3千円は補助しますという通知はもう行っていたんですね。そういう予定ですということで。私は、基山の対応は早いなと本当びっくりしたんですよ。9月議会に質問されて11月末にはもう今年の4月からの予算を組みますという通知が医療機関に流れていると。私、大変すばらしいと思うんですね。今回の通常インフルエンザの拡大についても、ぜひそれぐらいの決断力を持ってしていただきたいというふうに思っています。

それからもう1点、福岡県の豊前市は全職員に通常インフルエンザワクチンの補助をします。まず職員がこの通常のインフルエンザであってもかからないと。そして、住民サービスを含めてやるということで補助もされているんですね。だから、こういうところも含めてやっぱり当然研究されるだろうと思いますけれども、ぜひして欲しいというふうに思っています。これはぜひ町長の決意も含めて伺いたいと思いますけれども、今の段階で町長少し考えがあれば、いいでしょうか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

正直なところ申しわけございません、今までそれは考えておりませんでした。しかし、今重松議員のお話を聞いて勉強になったということですので、これからまたそれはいろんな角度から考えさせていただきたいというふうに思います。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

それから、この危機管理体制含めてどのようにやっていくのかという中身です。答弁ですね、危機管理体制今から先の課題でもあるわけです。発生レベルに応じて危機管理体制をとりますと。県のほうもそうなんですね。未発生期のときには推進会議、調整会議というふう

な感じになりますし、発生すれば当然、対策本部含めて対策会議というふうに段階を踏んで
なります。基本的に、発生した場合の対策本部、本部長、副本部長、それぞれ出るわけです
けれども、県の対応を見れば、当然本部長は知事がしますね。副本部長は副知事、それに対
策本部長とかいろいろあるわけですけれども、そういう中で、基山町が今回、副町長を置か
ないというふうになれば、本部長は当然町長がする。その下に総務課長が来る形になるうか
と思いますけれども、この新型インフルエンザ、先ほど言いましたようにあらゆる課を統合
して計画しなければならないといった意味では、どうしてもワンクッション要ると。町長
の下にワンクッション要るというふうに私は思っています。なぜかというと、佐賀県の場合は
危機管理監という一つの役職を持った危機管理・報道監という役職を持った方がきちっとい
らっしゃいます。私は、だから、もし今回町長の決意として副町長を置かないとなれば、各
課を統合する、総務課も含めて統合する一つのポストが要るのではないかと、こういう危機
管理・報道監という県の場合はそういう名称ですけども、そういう統合する力を持ったと
いいいますか、権力を、各課を掌握する任命された人が要るというふうに思いますけれども、
それも含めて総務課長のほうにお願いするというふうな発想で今の現段階ですね、いらっし
やるんでしょうか、これ質問いたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もそのように思っております。総務課長にその辺は権限・責任委譲するということでご
ざいます。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私はなぜこれを聞くかということ、この中にも書いてあるんですね。県内で感染拡大以降は
非集合型の会議が基本と。集まらずに会議するのが基本と。それと、知事と副知事は別行動
をします。両方が一緒に感染したら大変なことになると。そうすると、町長と総務課長はも
し何かのときには別行動をとると。そしてやっていかなければならないという問題がある
と思うんですね。

私はお願いしたいのは、総務課長は課の職員でもあります。定年を迎えます。来年3月が

定年だろうと。迎えますね。こういう基本的な部分を踏まえて今から先行動を策定する中で、この大事な町長の下の仕事をする方が1年ごとぐらいでかわるといのは大変私は問題があるのかなと思うんですよ。だから、もし町長が、いや、もう副町長は置かないと、総務課長のほうにそれも含めてお願いするとなれば、私は、じゃ定年延長を含めて総務課長、自分が任期期間中ぐらいは残って頑張ってくれというふうにできるのですか。もしできないなら、できるような体制をじゃ何らかの形をつくってしなければならないぐらい私は、総務課、逆に言えば副町長を置かないとなれば、置かない体制をきちっと今のうちに私たちに説明、町民の方にも説明しなければならないと思うんですよね。だから、ここが大変大事だろうと思うんですよ。職員である限りは退職を迎えれば退職でやめるんですね。しかし、副町長というのは任期期間中、4年任期期間だったらやめなくていいんですよね。町長が任命している間は。だから、全く副町長と総務課長を同一レベルでは扱えないという問題があるんですね。この点、町長どうされますか。来年以降、総務課長に残って一緒にやろうというふうに言われますか、どうでしょうか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

現在のところ、それは考えておりません。また、そういう危機管理体制ということにつきましてはいろいろと問題もあろうかと思しますので、それはそれでまた考えていかなきゃいけないのかなというふうな今思いはしております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私は突拍子もない話をしているつもりはありません。必ずこういう問題は出てきます。

それから、今から先いろんなことを考えなければなりませんし、今回、基本的な項目について質問しておりますので、今から先、広報活動は大変重要だと思います。今ずっと基山の広報では、メタボリックについて連載されて掲載されていましたがけれども、今後は、この新型インフルエンザについてもぜひよろしく願いしておきたいというふうに思っております。

それから、次回の12月議会でもまたこれ質問させていただきたいなというふうにも思うん

ですけれども、ある産業医の方からこういうことを言われたんですね。今から先、自治体は大変難しい選択を迫られると。本当にパンデミックが起こって片方死亡者がたくさん出の中でパンデミックワクチンができた。しかし、その数が少数と。全員にワクチンは打てないというときに、だれに優先的にこのパンデミックワクチンを打つのかというときに本当に迫られますよと。若い人を対象にするのか、いや、高齢者をするのか、今働き盛りの人をするのか、例えば、町長を一番口にするのかとか、逆に言えばそこが迫られてくると。だから、そこまで考えなければならぬと。ノアの方舟にだれを乗せるのかという部分まで考えなければならぬ時期が来るのではないかというふうな意見もあります。今の段階でここまで言えば不安ばかりをあおる形になりますけれども、そういう問題も含めて出てくるのではないかなというふうに思っております。

2番目の質問、緊急雇用対策について質問させていただきます。

ここで私が聞きたいのは1点です。最初は、この失業者数を把握してないという問題点、そして基山町の商工会のほうにお願いしたと。これ直接基山町のほうから各企業に対して雇用状況を含めて説明を聞くことはできないんですか。それから、失業関係については県のほうと対応するなりして基山町内の全部が全部把握できないでしょうけれども、失業保険をもらっている方が何人ぐらいいるのかとか、その辺ぐらいの調査はできないんですか、これについてまず質問いたします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、商工会のほうにお願いせずに独自でできないのかということにつきましては、まず町のほうでも抜粋して電気関係の企業さん、それから製造業のところは何社か抽出した形で情報の収集には参っております。それを含めまして、経済クラブの24社のほうを対象に、窓口の業務を行っております商工会のほうへそういった労働力に関する調査ということで、鳥栖市のほうの調査内容と同じ調査項目を鳥栖市と協議しまして24社のほうを対象に行っております。

それから、失業状況についてということで、そういった今御指摘いただきました分については私もちょっと把握しておりませんので、今後ちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

まず、そういう状況を把握する中で、じゃ、基山として何を手を打っていくというのが大変大事だろうと。緊急雇用対策ということで平成21年度の基山町の臨時職員募集されていますね。これ具体的に何名を採用する予定なのか。そして、現在これに応募されている方は何名いらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

緊急雇用対策につきましては今後の作業になっておりまして、ふるさと雇用創出交付金と緊急雇用対策の分で、先ほど御提示しました5名の分を採用を行っていきたいというふうに考えております。それについてはまた新たな募集のほうを行っていかうと考えております。

それから、庁内のほうで臨時的緊急雇用対策も含んだところで雇用の応募をしておりますけれども、その各種業務について10項目の中で募集をお願いいたしまして、今回の募集で175名応募がっております。昨年が128名で、今回失礼しました。175名中、継続が120名、追加が55名となっております。それで総勢175名となっております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今言われました数字は、これ多分登録と思うんですね。募集に対して自分はまず登録しますと。その登録の中から随時募集されていくんだらうというふうに思うんですね。それでも、例えば、放課後児童クラブなんかはなかなか応募がないというのもまたどうしても聞くわけですね。私は、どうしても今、官制ワーキングプアという言葉もありますね。働いても貧困層と言われる部分、その官制版、臨時公務員で働いている職員の中に大変安いという部分があります。私は、この基山の待遇、時給835円、ここがやっぱり底上げしないと難しいなと思うんですね。例えば、フルタイムで働いて835円だったらそれなりに、低いんですけども、なります。しかし、時間を切って、例えば、放課後児童クラブなんかは2時半からとがありますね。時間を切って1日3時間、4時間とかの勤務で835円で計算すると本当に安

いんですね。それで生活していけといっても無理なんです。アルバイト感覚でしかないんです。基山町がこの臨時職員という考え方はアルバイト感覚なんです。本当に生計を守っていこうとか、その人たちの生活を守っていこうとかいう発想が私は大変少ないと思うんです。だから、時間延長もどうかして考えていかなければいけない。確かにその一つの業務が短ければほかの業務と複合してでもしなければならぬという問題と、待遇を時給835円をやっぱり上げないと、この臨時雇用の対策もかけ声倒れになりはしないかなというふうに思っております。この点についてはもう回答は要りません。またいつか機会があれば質問したいと思いますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

最後に、まちづくり基本条例について質問いたします。

町長のお考えを伺いました。私は、基山町は今回出されましたこの基山町まちづくり基本条例素案、3月1日に発表されましたけど、これを読んだ感想を本当は本性を聞いたかったというのがあります。

私、何気なく読んでいて最初は気づかなかったんです。この条例素案には前文がありますね。基山町の今いろんな条例がありますけれども、条例に前文がある条例はありますか。これ総務課長のほう、わかります。

私が調べたところ、基山町の条例の中にこういう前文があるというのは余りないと思うんです。そうすると、なぜこのまちづくり基本条例には前文があるのかと。この前文には何が書いてあるのかと。決意ですね。自分はこういうことでこのまちづくり基本条例をつくって基山町をよくしたいんだという決意ですね。

こういう前文が書かれるようになったのはいつからかといえば、私も調べていてわからなかったんですけれども、昔 昔というか、昭和62年から基本条例とかいろいろあるんですけれども、川口市のまちづくり基本条例、昭和62年ですけれども、この前文はないんです。いきなり第1条目的から入るんです。言われておるように、二セコ町のまちづくり基本条例、これ前文があるんです。多分この前文から、どこの市でも町でもこの基本条例をつくるときにはこの前文を載せたんです。

私は、いつか全員協議会の中で基山町のまちづくり基本条例、余り特色がないですねと。「基山町」という文字を消せば、これどこの町の条例が大変かわからないというようなことを言いまして、町長は、いや、条例だからどこも結構似通っていますよというふうな答弁でしたけれども、本当はこの前文が私は大変大事だろうと思うんです。この前文の中に決意が書

いていますし、自分の町をこのようにしていきたいんだというふうな気持ちが書かれています。この前文をじゃだれが書くのかと。ここに書かれている前文は作業部会、そして策定委員会の中で書かれたのだらうと思いますね。私は、第1条の目的から下は、これは策定委員会なり作業部会なり、特に策定委員会でされていくというのはわかるんですけども、この前文については、ぜひ私は町長みずからが決意を含めて書くべきではないのかというふうに思っておりますけれども、これについて町長どのようにお考えでしょうか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにこの前文というのは大事なというか、いわゆる決意とおっしゃいましたけれども、まさにその部分だらうと私は思います。そして、これはだれの決意かということでございましょうけれども、これはやっぱり町民の思いというか、町民の皆さんの決意だと。それを作業部会、策定委員会でつくり上げたということだと思えます。これはむしろ私自身の決意、思いということであるべきだらうというような御指摘のようでございますけれども、これはやっぱり私も任期あと3年でございまして、どうなるかわかりませんし、そうなってくると、いわゆる条例になりますと町長がかわって代々また変わっていくと、そういうものでもない。もちろん変えるべきところは変えなきゃいかんということなんでしょうけれども、やっぱりある意味、半恒久的なといいますか、そういう条例じゃないかというふうに思っておりますので、これはむしろ私個人の思いというよりも、やはり住民の皆さんのみんなの思いというようなことではいかがかなというふうに思っております。そしてまた、私自身の思いということであれば、別に策定を完了したときあたりにそういう別で思いを何かの形で発表させていただくということではいかがかというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私はいつか全員協議会の中でも、今日まで町民会議なりいろんな会議をする中で、町民の意見として、この条例、わかりやすいというのと、もう1つは基山町らしくと、この2点が大変大事な部分なんだというのを言った記憶があるんですけども、この第1条からの中身についてはきょうは申しませんが、大変わかりにくい部分もあります。それともう1

つは、何が言いたいのかがわからないという部分があります。何が言いたいのかがわからないのが、前文の決意が書かれている部分が私は大変不十分というのがあるんですね。だから、なぜこのまちづくり基本条例には前文があるのかというのをもう1回ぜひ考えていただきたいと。この重みをですね。

そして、私はよそのいろんな市、町のまちづくり基本条例なりありますけれども、本当にそこには決意が十分語られていますね。そして、中には方言を使った文章もあります。その土地、土地の言葉を使った文章も。条例に方言を使うことは難しいんですね。しかし、この決意はこの前文には書けるんですね。だから、私は、この前文の重みをもう一度再認識をしていただいて、できれば町長にこの前文については、前文というわけにはいきませんが、素案を書いていたきたいと。そして、もう一度策定委員会にこれについては出していただきたいというふうな思いを持っております。第1条からについては、議員としても勉強会がありますので、その中でまた述べさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点質問いたしますけれども、このまちづくり基本条例を策定して、そして町民、区民、そして、今回の中身を見れば地元企業、地元の学校に通ってある生徒含めてまちづくりをやっていこうと言われておりますね。こうしてまちづくりをする、みんなが協力する、片方ではこれ財政的にみんなが助け合っていくと。基山町は財政も大変厳しいと。だから、その辺はお互いに協働でやっていこうというふうな発想もありますね。そして、浮いた、当然私たち町民が協働でいろんなことをやれば町の財政の支出が減りますね。この減った財政を町長はどこに使おうと思っていらっしゃいますか。今、基山町は大変危険、枯渇するかもしれない、借金も多いと、これを減らそうというふうな発想ですか。それとも、みんなが協力してこの浮いた財政をどこか道をつくろうとか、何か公園をつくろうとか、新たな支出に持っていこうという発想でしょうか。私はこれなぜ聞くかということ、21年度今度予算の中に、こういうのを基山町はやるのというのが何点かあります。基山町は財政的にじゃ本当は余り厳しいんじゃないんじゃないかと。少し余裕があるんじゃないのかと。余裕があるからこういうふうな発想があるのではないかなというふうな予算編成があります。だから、町長の基本的な考えとして、こうして協働でみんなが協力して財政苦しい中でやっていこうという中で、基本的にじゃ町長はこの財政をどこに振り分けていこうというふうなお考えなのか、これ基本的な部分でもありますので、ぜひ町長のほうに回答をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、この基本条例の策定の、それから協働といいますか、の意味ということは、今はそれが全くないとは申しませんけれども、財政の削減ありきということでは私はないというふうに思っております。やはりみんなで協働をつくり上げていこうと、よりいい町に持っていこうというのが協働であろうし、その一つのルールづくりというのがこの条例だというふうに私は思っております。それが何かといいますと、やっぱりいろいろなところで私説明もさせていただいておりますけれども、やはりそこにはみんなでやろうというような参加の意識、そして政策決定もし、ある部分協力、汗も流してくださいというようなことの言い方をしておりますけれども、それをやるという満足感といいますか、そういうところがやっぱり一番の協働の目的だろうというふうに思っております。

それともう一つは、実際問題これを削減して何に充てようということじゃなくて、やはり財政もこれから本当に厳しくなるんだと、厳しいんだよということをお互いの共通認識、意識を持っていこうというのがやっぱり大きなところだと思います。それで実際問題協力していただいて、ある面財政が助かったということであれば、それは教育なり福祉なりまちづくりなりというようなことで、そちらのほうにも振り向けていかなきゃいかんと、そういうふうに考えております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

住民の要望、いろんな要望があります。それをすべて聞くという基山は財政状況でもありません。当然その中では選別していかなければならないということがありますね。その中で、選別する要素の中で本当にこれが今必要なんだという部分、これはきちっとやっぱり住民にわかりやすいように説明していかなければならないと思うんですね。まちづくり基本条例の中にも、今から先そういう情報を含めて協議していかなければならないという中で、これは必要なんですかというふうに町民から聞かれたときに、それに対してきちっとやっぱり将来の見通しを含めて説明していかなければならないという部分が私は出てくるんだろうと思うんですね、予算編成時においても。だから、今こうして基山町がまちづくり基本条例を策定する段階において、やっぱり今度の21年度の予算についてももう少し詳しく町民の方に今か

ら先説明していく義務が出てくるんだろうと思いますね、いろんな部分を含めて。私もこれについては今から先何回か質問するときがあるだろうと思いますので、具体的中身についてはそのときにまた質問させていただきますけれども、大変中身的にどうなのかなというふうなのを思っております。ぜひお願いしたいというふうに思っています。それから、ぜひ6月議会までに提出という中身で時間的に余裕もないという中で、本当に焦って提出するのがいいのかもしれないと考えてほしいなと思っています。

今いろんなところで基山町内ではこの協働の実践がされていると思うんですね。7区でも3月1日、片方でシンポジウムがあった日に7区民、そして企業、本当に高齢者から子供たち集まって7区で植樹祭、区長さん本当に大変忙しい中にされました。それは、その後大きく芽生えてくると思うんですね、こういう協働の芽が。後の管理含めてどうするのかという話も今具体的に7区の中では出ています。いろんなところで今まちづくり、そして子供たちをどうして通学路を守っていくのか、実践されている団体、個人含めていろいろあります。こういう方の意見も十分聞く中でぜひして行ってほしいと思いますし、議会は当然これについては十分時間かけて議論もしていかなければならないというふうに思っております。ぜひそういった意味では、実践を片方で踏んでいっしょの意見を十分聞いていただいてこの条例をして行っていただきたいというのを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

～ 午前10時38分 休憩 ～

～ 午前10時50分 再開 ～

副議長（池田 実君）

会議を再開します。

次に、片山一儀議員の一般質問を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。第5番議員の片山でございます。

一般質問をさせていただきます。

小森町長は就任以来、公約に基づき、公用車の廃止、三役の俸給カット、役場の組織改革、

副町長を置かないで役場内の縦割行政、すなわち、縦系だけの行政組織に協働という概念を導入され、横糸をされようとされているんじゃないかと、こう解釈をしているわけですが、いろんな改革をされております。その中で、目玉とも言うべき基山町まちづくり基本条例、もともとは基山町協働のまちづくり基本条例を、策定に情熱を傾注されています。第4次総合計画に「みんなが進める協働のまちづくり」という新たな手法を取り入れて、現在の町政運営をされておりますが、まさに基山町の大改造、改革に着手された感を受けております。私は大変すばらしいことだと思っているわけですが、私自身も協働という概念は非常に大事だろうと思い、平成16年から県民協働、そういう関係で勉強させていただきましたし、現在も、まちづくり基本条例策定作業部会に一住民として参加して学んでまいりました。

その結果、多くの疑問を持っております。今回は協働とまちづくり基本条例を主体に一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点は、基山町に基山町まちづくり基本条例が今、なぜ必要なのでしょうかと、こういう疑問であります。

それから、第2点目は、みんなが進める協働のまちづくりにおける協働というのは、どういうイメージをお持ちなのでしょうかと、どういうことなのでしょうかとということになります。

第3点目といたしまして、まちづくりというのは具体的に何でしょうか。皆さんと会話をしている、まちづくりって何だろう、わからないという言葉も聞きます。

次の第4点目、地方分権が推進されている現在、その基本となる基山町基本条例が必要でまちづくり条例と一つになったものが基山町まちづくり基本条例だと説明されました。条例素案には、最高法規であるというふうに書かれていますが、この理解は、基山町の憲法であるという理解でよろしいのでしょうかということになります。

それから第5点目は、協働のまちづくりというのは条例になじむのでしょうか。協働指針的なもの、あるいは大綱的なものでは目的は達成できないのでしょうか。

6点目、最後なんですけど、わかりやすい条例にと言われてはいますが、どのようにわかりやすく工夫をされておられるのでしょうか。

以上6点について、第1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

片山一儀議員の御質問にお答え申し上げます。

まずといいますか、もう今回はまちづくり基本条例についてということがすべてのようでございます。その中身といたしまして、最初に、基山町に基山町まちづくり基本条例が、なぜ必要なのかというようなことでございます。

これにつきましては、やはり背景として4つのことが現在考えられるということだと思います。1つには地方分権一括法といいますか、国も地方分権をして地方に権限を譲ろうというようなことが背景にあると思います。それから2つ目には、経済社会情勢の変化と住民の皆さんのニーズの高度化、多様化、これに対応するために条例が必要だということだと思います。それから、それに伴って市民活動の活発化、これも今本当に活発になってきておりますので、その辺の対応ということ。それから4番目には、住民主体のまちづくりの必要性が生じてきたというように、これらによって基山町にもまちづくり基本条例が必要だということだと思います。

それから2番目に、みんなが進める協働のまちづくりにおける協働とは、どのようなイメージかということでございます。協働というと、いろいろ定義もあるようでございますけれども、やはり、まちづくりに関し、さまざまな組織や個人に参加を求め、課題の解決を図っていかうということだと思います。

なお、この協働には、いろいろと申しましたけれども、施策や事業の企画を企画段階から町民参加で行うこと及び行政の一部の事業を住民参加で行うというようなことがあるかと思っております。こうすることにより、より満足度の高い課題解決が図られるようになるのではないかと考えております。

3番目に、まちづくりとは具体的にどういうことかということでございますが、これにつきましては、基山町をよりよくすること、基山町のために町に関するすべての人が、地域や活動領域の課題や問題を解決するために取り組むことだということではないかと思っております。

4番目に、基山町基本条例は、基山町の最高法規であると案に書かれておるが、ということでございますが、私もまさにそのとおりだと思っております。

それから、5番目でございます。協働のまちづくりというのは条例になじむのか、協働指針的なものを定めることで目的は達成できないかということでございますけれども、基本的な理念、それから、最低限度の手法、約束を条例化するということでございます。

いつの時代でも協働のまちづくりがきちんと守られるためには、やはりその時々解釈でその内容が変わらないように、ある程度、半恒久的とでも申しますか、そういうことで条例化が必要だというふうに考えております。

それから6番目に、わかりやすい条例にするとおっしゃるが、どのようにわかりやすくしておるかということですが、これにつきましては、町民との約束ごととなるべく条文化する、そのほかに解説書なり説明図等を作成いたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今御回答いただきましたが、逐次質問をさせていただきます。

まず、今必要なのかということで背景を述べて質問をさせていただきました。地方分権一括法が策定の一つの要因だというふうに説明がありましたが、地方行政に地方分権が及ぶに至って、なぜ基本条例、憲法みたいなのが必要なのか、この説明では私はよく理解できなかったんですが、そこをちょっと重ねてお願いできますか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

国のほうは、先ほど町長のほうからも言われましたように、地方分権一括法を制定して、中央集権から地方分権への流れが急速に進んでいるのが現状でございます。その中で、地方自治体には自主や自立の自治体運営が強く求められております。協働のまちづくりを推進していくために、町民や行政、それから議会などの権利及び協働に関する基本原則等を明記した条例が必要だと考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

基本条例、要するに憲法的なものが分権になって必要だよとおっしゃるんですが、この条例素案を見る限りそれがよく見えないんですね。どうしてかといいますと、基本法については、ホワット・ツー・ドゥー（何をやるんだ）ということですから、まちづくり条例という

のは、どっちかというハウ・ツー・ドゥー（どうやってやろうか）ということ、それをイチエブリィされているんですね。一例を出しますと、憲法は11章103条から成っております。その中に前文があって、天皇から始まって、戦争放棄、国民と、こういうふうに順番に述べられておるんですが、この基本条例、基山町素案ですけれども、5章から成っております。それが、ほとんど第3編ですかね、協働のまちづくりの仕組みということになっております。基山町は行政区を明文化はされていないんですが、17区まであるんです。そして、その中に区長の任務というのが規則で定められております。その区はどうするかということも、この条例に入っていないんですね。ですから、基本法のていをなしていないと多くの方が考えてあるから、だから、この条例がわかりづらいという一つの要因じゃないかと思いますが、その点いかがなもんですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、基本条例とまちづくり条例の御指摘いただいた分については、議員おっしゃるとおり、そういう内容になっていると思います。

まず、まちづくり条例というのは、自治体みずからがまちづくりの理念、目標を掲げまして、それを実現するためにハード面に関して規制や調整、それから住民への支援等の措置を総合的に定める条例ということで、例を言いますと、景観条例とか、そういった内容になっているのがまちづくり条例となっております。

しかし、今回、基山町が目指しておりますまちづくり基本条例につきましては、条文中に協働に関する内容を盛り込んでおりまして、町民や行政、議会などの権利に関する基本原則等を条文化の中に明記いたしております。多くの自治体ではそういったわかりやすいまちづくり基本条例という形でつくられておるところもありますし、それから、自治基本条例というような名称、両方を使ってあるところがあります。5章の中で、基山町は項目的にそれぞれの部分を条文化していていると思います。

今、議員御指摘の基山町が重要な区のほうで運営されている部分をここに表記すべきではないかという意見につきましては、この条文の中に盛り込んでおりませんのは、17区につきましてはそれぞれ自主的に運営された団体ということで確認をしておりますので、この基本条例の条文中に盛り込むのは不適切という考えをいたしております、1つのコミュニティ

一の団体という形で盛り込むようにいたしております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

じゃあ、もう1点質問します。区が自治区である、地域コミュニティーである、だから入れなかったよと。そうではなくて、基本条例で町の基本にするのであればすべて入れなきゃいけないんじゃないかという質問なんですね。区が自治会ということになっておりますが、例えば11区、これは自治会が2つあります。今明確に自治会の規則をつくってある区は、多分、けやき台の4区、11区と、これからつくられようとする区が幾つかあると思いますが、そういうところなんですね。これは実際は規則でもって区長の任務を示されている、行政の一環として区を認めている、やっぱり機能としては入れないと基本条例にならないんじゃないかと、こういう意見なんです。

それはいろいろ検討いただきたいと思いますが、この中で住民主体のまちづくりと書いてあります。現在の議会制民主主義は住民主体ではないのですか。住民主体で方法が違うだけなんですね。主権在民であり、後で申し上げようかと思ったんですが、この素案の中に町民と議会と行政が対等であると書いてあります。私にはそこがよく理解できないんです。二元代表制において、住民が主体である、議会と行政は住民の負託を受けてきている組織である。それが二元代表制ですね。それでなぜ対等なんでしょう、お答えいただきたい。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今回の条例の中で先ほどの区制度につきまして、先ほど言いましたように、それぞれの区で自主的に運営されているということを重点的に考えております。それにつきましては、先ほど答弁させていただいたように思います。

それから、町民と議会、行政が対等の立場ということにつきましては、基山町のまちづくりを行うそれぞれの目的については対等という立場をとった中で行動をしていくということを考えております。それで、議員言われます二元代表制のもとに住民の代表である議会のことにつきましては、議会は町民と首長及び執行機関から成る行政と並ぶまちづくりの主要な主体であると考えておりますので、民主的統制を持つ議会というのはそういう機関であると

考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

議会と行政が対等である、車の両輪であると、これよく言われます。よく理解できます。それは主権在民である住民から負託を受けている事項なんですね。それは今ちょっと声がありましたけど、回答にはなっていない。県民協働ではしてあるんです。県と民が対等であると書いてある。それは理屈があるんです。それは事業を協働でやるときに、これは民法の契約上、契約は対等でなきゃいけないから書いてあるんです。しかも、政策的なことは一切県ではやっていないんです。

協働ということでイメージをどんなふうにお持ちでしょうかという話がありましたが、唐突な質問で恐縮ですが、P F I推進法というのをごらんになったことはありますか。企画政策課長、お答えください。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

P F I推進法については見ておりませんが、P F Iという事業については存じております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

協働のイメージが基山町で非常にわからないと言われる理由は、これが審議をされていないからだと考えるんですね。要するに、現在、協働という、あるいはP F I、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという考え方があるんですが、これはサッチャーさんのときにニュー・パブリック・マネジメントセオリーとして非常に研究をされ、理論づけられて、これからの世の中はこうしなきゃいけないということで始まりました。御存じのとおりです。それがレーガンでパクス・アメリカナという論理のもとに展開、実施をされて、日本にも中曽根大臣のときに多分入ってきたんだと思います。それからずっとやって、平成13年ごろにP F I推進法という法律ができています。その流れで、佐賀県は16年に県民協働を立

ち上げ、県民協働指針をつくり、県民協働課をつくられました。鳥栖市も17年に市民協働指針をつくられて、市民協働推進課を設置されました。そこも指針で今動いています。

そこらあたりで、きちっとした今までの研究と枠組みがされた協働という概念と、基山町長が最初に協働を言われています、大事なことだと思うんですが、そこにずれがあるからわからなくなっているんじゃないかと思うんですね。そこらあたりをもう一度御説明いただけませんかでしょうか、なぜそうなっているのか。要するに、政策協働とか事業協働という言葉を使って、あるいは使われているんですけれども、そこあたりがごちゃごちゃになっているのが、協働がわかりづらい。この前のシンポジウムのアンケートでも、非常にわからないという意見が強いんですね、何を言われようとしているのか。そこをもう一度御説明いただけませんかでしょうか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私でその説明ができるかどうかというのは、ちょっと疑問でございますけれども、やはりもうとにかく協働がわかりづらいというようなことをよく私も言われます。それは、今おっしゃるように理念的なものと、いわゆる政策決定といいますか、の過程、その辺のものと、それから事業ということと、この辺が一緒になるもので、わかりづらいのかなというふうに思っております。

私はどうも、私のいけないところかもわかりませんが、理念的なそちらが先に行っ てわかりづらいと言われると、もういろいろ考えずに、とにかく町をよくするためにみんなで考えて汗を流しましょうやというような、ひっくるめた言い方も今までやってきたわけ でございますけれども、いわゆるそういう理念的な政策的な問題と、それから県がやっておら れる協働化テスト、この辺が一緒になるものですから、皆さんもそれじゃ何をやってらいい のかというようなことになってきていると、それでわかりづらいんじゃないかなというふう に思っております。

それともう1つ関連して、さっき住民と行政が対等だというような話もございましたけれ ども、やはりこれも意識の面というか、立場上は対等じゃないと私は思います。あくまでも 住民主体だというふうに考えております。しかしながら、行政としまして、いろいろ執行し ていく上にはそれぞれの役割、立場がございます。住民の立場、住民の役割というのものある

と思います。それから、行政は行政の立場、仕事というのがある、この辺の意味で対等だというふうに私は感じておるところでございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

意識的には皆さん一緒に町で汗を流しましょうよと、ただ制度上は選挙というものでやるから、これは対等ではなくて、やっぱり住民が基本ですよと、こういう話なんですね。昔、私も小学校のころに、道づくり道普請というのに駆り出されました。協働の一環だろうと思うんですが、町長のおっしゃるように、そういう事業というか、それを協働するんじゃなくて政策提案までしていこうということになりますと、本来、行政のシステムというのは、町長がおれはこういうまちづくりをしていくよということで公約を出され、今回1人でしたけど、2人の方がおられればこういうふうにやるよと、それは住民が選挙という方法でもって選択をするわけですね。そして、町長はそれをやるために行政を動かしていくわけですね。行政府があるわけです。これは法令受託事務もありますけど、自治事務についてはそういうことになっていきますが、そうすると、これを皆さんがおまえらもまちづくりやるんだからやれよということになってきますと、役場の責任放棄、任務放棄につながるんじゃないでしょうか。そして、これも16年の県民協働があったときに、県庁の職員の方に、あなた自分の首をかけているんですか、事業は県民がやるようにやるとあなた方の首は少なくなるんですか、本当に首かけているんですかと、こういう質問をしたことがあります。回答は得られませんでした。

実質、現在この5年間に県庁は140人ぐらい人員を削減しています。職員給与も4%カットしています。基山町は、三役、あるいは四役かなの報酬カットだけで、そうやって改革をしてきています。そこはあくまで事業だけなんですね。政策部門は町長の付託でやる。今、基山町の協働でやっていきますと、みんなでやるということになりますと、これは行政が機能していない。確かに企画政策課長の説明にもありました、地方分権でいっぱい業務がおりてきているよ、だから大変なんだ、お金がないから皆さん助けてちょうだい、こういうふうにおっしゃいましたね。要するに、おりてきたからそれを手助けするための条例なんですか。アンケートにも行政の手助けを求めているのかという意見が出てきています。そのあたりはどういう意識でしょうか、お答えください。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町長のほうで答えられました補足の部分になるかもしれませんが、まず、この条例の中で町民の皆さん方からの幅広い意見、それから、行政に対する事業等への協力の案等の意見が出てくると思います。事例的に言いますと、現在、陳情、要望等が各区から出てきております。そうした17区から出てくる要望をどの事業をやるかということが出てきます。事例的に話しますと、ある区の道路をつくって整備がもし終わりましたら、次はまたその区から、次はこの道をつくろうというような要望が出てくるわけですが、トータル的に考えて、やっぱり基山町をよくしようということであれば、各区から出てくるまちづくり計画というような内容で、区、それから町民の方から出てきた内容を精査して、基山町にどれを先に優先した方がいいか、そういうルールをつくりながら、まちづくりを進めていきたいというふうはこの条例の中では考えております。町長のほうは、協働の中にそういった事業、それから政策的なものも含んだ上で、あと個人の自主的な活動も協働の中に盛り込んでおることが、この条文の中に入れております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

いろいろなものが上がってくるという話なんです、今のシステムは、区長の任務の中にも住民の意見を行政へ伝えてくれという項目があります。それから、議会というものも住民の代表ですから、住民の意見を上げて、したがって行政と議会は両方とも条例をつくることのできるようになっております。政策提案できる。それがシステムなんです。そのシステムを壊すことになる。要するに、議会が議会の機能をどのようにお考えなんですかね。議会が、おまえらは住民の意見を聞いていないじゃないかと、タウンミーティングも何もやっていないじゃない、議員としてやっているかもわからんけど、議会としてはタウンミーティング、皆さんの意見を聞くようなこともやっていないじゃない、栗山町みたいなことはやっていないじゃないということで、議会が働いていないから、直接そのシステムをつくるんだよと、こういうことなんですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

議会を無視したような形の条例になっているんじゃないかということの指摘、今いただいたと思いますけど、そういうことではなくて、町民からの意見は行政、それから議員さん方を通じて反映してくるものと思っております。その中で、まちづくりに関する計画等に基づいてできる部分と、それを行政側は審査した上で事業化していきながら予算化を図り、その中で今度は議会のほうがそれを審査した上で議決して事業を図っていく、そういう行政側の面と、それから住民の意見が反映して議員さん方のほうで事業化を図るとい、それは先ほど言われました二元代表制の中では、議会側からの提案として議会のほうでも条例化等を図りながら事業化していく方法とのバランスは保っていけると思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

だんだん深みにはまるほどわからなくなるんですが、議会という機能、例えば、この中で第6条だったかな、提案制度というのがありますね。例えば、今、県あるいは鳥栖市あたりでやっているのは、今やっている事業をどういうふうにしたらもっと住民の満足度が得られるのか、あるいはお金がかからなくてできるのかという提案を受けているんです。事業として決まっているものを。ところが、基山町は政策提案まで含んでいる。本来、議会が政策提案するとか、町長が政策提案されることまで含んで政策提案をもう受けることになっていすね、提案制度は。そうすると、例えば鳥栖市との合併をするという計画が出てきたら、あるいは鳥栖市と合併しない、筑紫野市と合併するという提案が出てきたら、これは政策的な事項ですね。それは受けるということになりますか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

その重要な事項につきましては、条例の中では住民投票というか、住民の意見を聞くような制度も設けております。ただ、そういう形の合併に限らずほかの条文が出てきたときには議会のほうで審議を十分やっていただくものと思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

住民には、いろんな権利が認められています。例えば、町長をおやめください、議員をおやめください、議会を解散してください、あるいは合併もそうです。合併も5分の1でしたか3分の1でしたか、署名活動をして出すと、それは合併協議会をつくらなきゃいけないことになっています。そういう法律で決められている行政の事務事項がこの基本法で本当に規制できるんですか、しなきゃいけないんですか。そこまで多分いろんなことで審議が進んでいないんじゃないかと思うんです。

先ほど重松議員から、前文はニセコ町もつくっているからまねしたんじゃないかと。まねはしていません。私が実際に立ち会っています。それはまねしていなくて、自分らで真剣に考えたんです。今、作業部会から事務局に上げた事項がよく理解されていないのかもしれないと私は危惧をしています。いろんな意見を取り入れていながら、後でしようと思ったんですが、最高法規という問題があります。最高法規というのは、随分議論をして結局入れなかったと思うんですが、最高法規が入ってきています。1点の質問は、そういう法令で決まっていることもこれでもってクリアできるのかという質問。2つ目は、最高法規であるならば、これまでの決まった条例、基本法に反する条例は無効になるのか、あるいは全部修正をしようとするのか、それは可能か、この2点について御説明いただきたい。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、地方自治法によりまして、いろいろな条文がありますけれども、先ほど言われました、例えば町長の失職の問題、議員をどうするかという5分の1の問題等につきましては、それは地方自治法を尊重しなければならないと思っております。

ここに基本条例の中に掲げております住民投票につきましては、あくまでも町の重要な施策に対して町民の意見を聞く、それを町長が住民投票で得た結果を公表しながら尊重しなければならないというふうにいたしております。それが住民投票で決定するというふうな内容にはなっておりません。

それから、最高法規につきましては、もし町条例等の修正等が入れば、その部分については修正等を入れながら行っていくように考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

質問していなかった住民投票まで触れていただいたんですけれども、住民投票というのは決定権はないんです。行政、地方自治体の決定権は議会にしかないんです。それは十分承知していますが、また後で住民投票は聞きますが、要するに最高法規であるから、これに反する条例はこれから変えていくということですね。可能ですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今、うちの基本条例の中でどの条文が最高法規の修正等が出てくるか、まだ作業に入っておりませんけれども、今後、その部分については、条例審査委員会等も含めながら検討していきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

この基本条例という言葉聞いて私が思い出したのは、租庸調という制度ですが 理解していただけますか、租庸調という制度。大宝律令のころにできた税制なんですね。防人を九州へ出す、これも租庸調の一環なんです。反物を出せとか、要するに条例をつくるということは、住民にその努力をなささい、あるいは住民協働しなさいということを強いることになりますね。これは新たな増税ではないかと思うんですが、そういう視点はあったでしょうか、あるいはそうではないんでしょうか。条例というのは住民を規制するものなんです。協働をやれということなんですね。そういう思いが、観点があったかなかったか、お答えいただきたい。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今回のまちづくりの基本条例につきましては、町民の皆さんにまちづくりへの参加を保障するものでございます。それで、強制義務はありませんので、あと自主性による参画と考え

ておりますので、増税とは異なるものと考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

素案の2ページ、第3章、町民の役割と責務というのがあります。「みずからの責任と役割を認識し、積極的にまちづくりに参加するように努めるものとする。」と。これは義務ですよ。まさにタイトルが責務なんですから。それを町民に課しているわけですよ。いろんな税金の制度があって、昔、悪評であったイギリスに人頭税というのがあります。生まれたら金よこせという話ですよ。それと同じように、住民である者は協働に参加せよという話なんです。条例というのはつくられたらそれでもって、これには罰則規定は入っていませんが、条例というのは罰則規定も設けることが地方自治法で決められています。そういう悪法になりかねない可能性についてはいかがですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この条例の中には、先ほども言いましたように、町民の自主的な参加というもとでこの条例をつくっておりますし、先ほど協働に関して、まちづくりに参加する責務の中でうたっておりますように、住民はまちづくりに参加することができるのですよということをうたっております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

条例というのは広報じゃないんです。「努めるものとする」と書いてある。しかも責務と書いてある。これは強要しているんです。もともと行為的なもの、協働という行為、町民が参加する行為を条例に出すのが本当にいいのかどうかという御検討をさらにしていただかないといけない。私が一貫して言っているのは、本当に基本条例というもので、法令でいろいろ決められている事項まで含んでそのところをどうするか、法令で決められている事項を基本条例でどうするかということまで審議ができていないんじゃないかと思うんです。それでもって条例がひとり歩きをしていると思いますし、しかも、それが住民に負担を強いる、

あるいは住民を規制するという概念が善意であったために、行政側ですね、いや、できるんですよ、枠を示しているんですよと。ところが、条例というのはできてしまうとひとり歩きをするんですね。そういうふうに矛盾点がたくさんある条例でありますよということを申し上げたかったんです。

次は、町民がどうしなさい、あるいは行政、町と書いてありますが、町がこうするよというふうに書いてあるんですが、今行政内の職員はどうしなさいという規則は既につくられていますか。要するに、協働ということに関して数年前に、私あその3階に町民協働課、住民協働課みたいなね 協働課というか、看板を掲げたらどうですかと申し上げたことがありましたが、その中に住民が意見を言ってきたら受けなさいよ、ちゃんと聞きなさいよという規則、これはつくられていますか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘の項目については、まだつくっておりません。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、私のほうからでございますけれども、今、企画政策課長が申し上げるように、特に職員に対して協働がどうあるべきだ、こうこうしなきゃいかんというような、そういう規則はつくっておりません。これから私も考えますに、町民の皆さん方に協働をお願いしますと、やっていきましょうというようなことを言っているだけに、何かのときに申し上げたと思います。というか、むしろ副町長不在というようなときに申し上げたと思いますけれども、役場内協働といいますが、職員がまずその意識を持って、みんなが参加して、みんなで作ろうというような醸成をしたいというのが、それでわざわざ不在にするのどうこうということじゃないとは思いますが、その大きなインパクトになるんじゃないかというふうな思いを持っております。そういう意味での職員のスキルアップということは、これから勉強していかなきゃいかんというふうに思っております。

それから、もう1つでございますけれども、先ほど強制じゃないかというようなことでございますが、その表現がそうとられるようであれば、これはまた考えなきゃいかんと思いま

すけれども、決してこれは私どもとしては参加強制をするものじゃないということは申し上げておきたいと思います。一種、協働といえば、ある程度ボランティア的なところもお願いすることもあるのかもわかりませんが、それからまた、NPOさんあたりとは、いわゆる労働契約と申しますか、ノンプロフィットというような、そういう部分での協力もお願いするというようなこともあるんじゃないかというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

まず、条例がいいのかは別としまして、町民に参加しなさい、あるいは参加できるよ、協力を求める。私もきょう冒頭に申し上げたように、町長は、本来縦割で、どこに行っても窓口に行かなきゃいけないから、それを縦割じゃなくて横割にしようということで課編成もされました。それで、課も多くしてあちこち行かないでいいようにというふうになりました。それは、副町長を置かなくて協働する、それは庁内の協働であります。大事なことです。しかしながら、今、いまだに電話をたらい回しにされたという苦情が届いております。そうじゃなくて、住民と行政が協働する、これは第4次総合計画の10ページに「町民と行政との協働のまちづくり」と書いてあるんです。それで、町民に要求する条例を先につくりながら、これは役場の意識や役場の規則が変わるだけで変わっていくんですね。来たときにちゃんと受け付けて、ただこういう形で受け付けてもらいなさいという規則だけで非常に協働ができるわけですよ。もうおやめになりましたけれども、佐賀市で木下市長さんがフロアマネジャーをつくったり、あるいは口きき報告をしるという規則をつくられたり、庁内規則をつくるだけで。

きのうも大山勝代議員からありました、生活保護の問題化、町営住宅の話、住居を持っている者と規則で追い返されたと、こういう話なんですね。それはそういうふうな規則になっているからなんです。それは違う、いろいろ特殊状況があるからそれは上まで審議会まで上げなさいという規則があれば動くわけです。行政は規則を定めないとやってはいけません、やれないんですね。それぞれの思いで窓口の判断でやってはいけませんから、差別ができるからです。したがって、協働をおやりになるのであれば、まず町民の協働を求める前にされるのがたくさんあったんじゃないかと。協働係をつくられたのは2年前ですかね、協働係ができました。名前が1人入っております。ところが、看板はありません。先ほど言った

ように、県は16年に県民協働課をつくった。鳥栖市は17年に市民協働推進課をつくりました。役場の受け入れ体制をまたつくったんです。それで、条例という負荷、行動を統制するんじゃないくて、指針というものでそれをやっているんですね。

先ほど大綱という言葉を使ったんですが、大綱と要綱とかいう言葉は、また改めて審議したいんですが、基山町はどうも大綱、要綱が、規則と同じように勘違いされているところがありますが、それをつくる前に、それともう1つは、もっと中でいろいろ難しいんです。理由は、福岡市であれば中にちゃんと法務課を 法務というか、大学で法律をきちっと学んだ人を採用することができます。人数が多いですから機能を持っています。佐賀県も総務法制課という審議するところがあります。内閣も法制審議局だったか、法制審査局、ちゃんとするところがあります。基山町はできないんです。それだけの力を小さな町では持てないんです。だから、もっともっと慎重にやらないと余計わかりづらくなる。住民の方にはたくさんの方の知恵と知識をお持ちの方がいると思うんです。それも協働するんですけど、もっと時間をかけないと、要するに協働という概念は1900年代にサッチャーがオックスフォードか何かいるんなところに研究機関を兼ねてつくった論理なんですよ。そうやって審議をされてきているのが、この前、佐賀県知事がプルサーマル、新幹線で住民投票しようとした意見があったときに、県知事はけりました。なぜかという議会があるから。議会が皆さんの代表であろうと言ってつけたんです。現在の二元代表制という機能を生かしたんです。そういうところがしっかり詰められていないから、こういう混乱を招いているんじゃないかと思うんです。先ほど重松議員から6月に上程しないで先にという話がありましたが、先に本当に延ばすのか、あるいは、もうひとつ町長の意思が本当に住民に理解でき、実効性があるものに御検討いただけたらなと思います。

もう1つ、例を挙げて質問させていただきます。この中に町民との協働というのがあります。この総合計画にも町民という言葉が使われています。この素案の中には、町民はまちづくりに参加する権利があると書いてある。地方自治というのは何でしょうかという話なんです。町長は公約をされました。だれに公約されましたか。質問です。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

マニフェストとか公約とかということでございますけれども、これは当然、町民の皆さん

に対してと思っております。それから、私自身に対しても目標というような感じで述べている部分もあるんですけども、要するに対象は町民の皆さんということでございます。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今、町民という言葉をお使いになりました。間違いだと思います。有権者に対して公約をされたんじゃないですか、住民に対してされたんじゃないですか。これは基山町の住民を一般用語としては町民と言うんです。ですから、この計画は町民でもいいかもしれませんが、一般用語ですから。ところが、条例にすると、責任と権限を伴うから、そこには住民でなければいけない。通学者、在勤者に、そこに確かに道路掃除にかかわったり、道路を補修したりすることはできますよ。自治を、事業をよその会社に入札でもって任せることはできます。それから、NPO法人にいるんなことをしてもらうことはできます。しかしながら、地方自治というのは住民が主体であり、住民がつくっていくもの、まちづくりというのは、町長がこんな町にしたいという公約をされたのは住民に対して、有権者に対してされたんですね。

今現在は、地方自治というのは属地主義をとっているんです。そこに住んでいなきゃいけない。選挙権は、そこに住んでから3カ月たたないと選挙権が出ないんです。そこらあたりがですね、まちづくりというものが基本のまちづくり、町長はこんなまちづくりをしたいと行って行政府、首長は立たれるわけですね、立候補されるわけですよ。それがまちづくり、それは自治体をどうするかなんです。それが、ほかのよそから通ってくる人間、あるいは通勤者、通学者、それにあるんですか。確かに作業にかかわることはあるでしょう。自治とは何ぞや、まちづくりとは何ぞやというのが非常にアバウトに使われている。それは条例がいいかどうかは別にしまして、条例という法律をつくる過程において、これは自治体のものなんですね、地方自治体の条例なんです。自治体の条例は他には及ばないんです。しかも、ただ法律でもって、基山町の駅前に倒れた人がいたら、これは基山町がかばうという法律があります。それは基山町の首長に責任があることになっています。ただし、その人が何かをするということについては保障はされていないんです。その人の住んでいるところに決まります。

今回、特例交付金の話がありました。これは2月1日の基準日に住んでいるところの首長が責任を持つことになっているという説明も受けました。まさにそのとおりなんです。これ

はその子に住居がないとできない。だから、住居が後から移ったら、そこへ追っかけてくる。ですから、例えば基山町の人が福岡の保育園に行ったら、その保育料は基山町が補助しなきゃいけないことになっています。その住民に対して属地なんですね。だから、基山町から行った人がその自分の住んでいるところ、住民登録をしているところに行けば、そこで権限を発行するわけです。ですから、まちづくりというのは、本来こういうものとは違うんじゃないんでしょうか。町民と住民、なぜそこに概念を入れられたのか、企画政策課長にお答えをいただきたい。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

住民と町民という使い分けにつきましては、自治の主役が町民である以上、町民をどのような形で定義づけるかということは、この条例の中には入れていかなければならないことと思っております。それで、他市町の自治基本条例の中には今までの歴史、それから、今後向かうまちづくりの中では、その町民という位置づけをそれぞれが行っております。これは別に条例等、ほかの地方自治法等では定められておりませんので、それは基本条例において必ず入れておくべき規定であります。定義の仕方は自治体さまざまで行われているようです。

本町としましては、今後、国のほうの求めておりますのは、今から定住圏構想ということで幅広い広域行政を行っていかなければならないということもうたっておりますので、今後、自治事務を行う上では広域行政による市町村間の取り組みが重要になってくると思っております。そうした中から、基山町にかかわるすべての、住民に限らず、働く人、それから通学する人たちもこの条例の中で定義づけまして、町民という形でまちづくりに参画していただくように考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

広域行政の話を持ち出されましたが、これは次回にですね。今回、議会でも単独行政でやるためには云々という発言がありましたが、今小さな町でできるような時代じゃないんですね。私はそう思っています。したがって、広域行政が言われ、一部事務組合、あるいは全部事務組合がつくられていっているんだと理解しています。それであってもですね、広域行政

であっても今の地方自治体、基山町がある限りは、基山町の権限は基山町の住民にしかないわけですよ。それが主体にして、他の町との協働なり、あるいは組合なりやるわけです。一部事務組合をつくったとしても負担金もその人口に応じてやるわけでしょう。人口がすべてベースになるわけです。そこに住んでいる人がベースになるんですよ。自治というのはその有権者が決めるんです。日本の国は国籍がある。だから、今、フィリピンかどっかに追い返されようとしている人がありますね、国籍がない。投票も本当の選挙、自治にかかわる首長を選ぶとか議員を選ぶというのは、これは有権者が限られています。国籍法という国籍条項があるからですね、いろんなことには投票できたとしても、その有権者には無国籍の人は認められていないはずであります。要するに今の行政、自治というのは、住民が代表なんです。ところが、基山町の住民を飛ばして、町民という形で一般用語として使うから、そこが混乱をしてしまうんです。そこにちゃんと意義づけをしなきゃいけないから、これまで含むんだよ、かかわっているじゃないのとおっしゃるけど、本来、自治というのはそういうものではないんじゃないですか。それが、現在のこの素案が読んでもわからないということになっております。

次に質問します。素案がわからない理由というのがいろんなことで言われているんですが、その一例をちょっと挙げさせていただきますが、お答えいただけますか。この中に、素案の作り方のシナリオが本当は一環していないんです。例えば、憲法を読んだらすぐわかります。あれは占領軍が入れた戦争放棄という9条もありますし、天皇陛下から始まって、戦争放棄というのが入って、これは天皇を廃止するか存続するかという基本的な問題でしたから1番に入っている。その次は国民が入っているんです。それから、行政とか司法とか、こういう順番がシナリオにするとわかるんですが、基山町の中はわからない。わからないところで1つ質問しますが、町民活動団体ということと、地域コミュニティー、これの違いを説明していただけますか。簡単をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、町民活動団体につきましては、各種団体、体育協会とかボランティア団体とかを考えております。それから、地域活動団体につきましては、今17区の制度を設けております区の制度分を考えております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

企画政策課長がどう考えるかが問題じゃないんです。文章にどう出るのが問題なんです。それを文書を読む人が出てくるわけですから、例えば、区で活動しているのは町民活動団体と言えませんか。言えるんですよ。それにダブリがある、区別がしっかりしていない。区分原理が明確でないからこれがわからなくなっているんです。これから協働という概念は非常に大事だと私自身は思っています。網走市は今、お金がなくなって市民で道路づくりをやっています。市長が各区に説明に行かれて、これだけ財政が厳しいんです、皆さんの意識もという話があるんですが、社会が進んでまいりますと、基山村の時代は小さな結でお互い助け合っていました、今これだけ大きくなってきますと、その意識を村の時代に引き戻すことは非常に難しいだろうと思います。新しい時代に応じた新しい協働を模索していただいて、住民がすぐわかる、解説書をつくらなきゃいけないとか説明書をつくらなきゃいけないという条例は、これはいい条例ではありません。大学で学ぶときは、講義の資料として解説や説明書があっても当然だと思いますが、法律というのはそのまま、あと解釈をするのは司法がするわけです。説明書や解説書でもってするわけじゃないんです。法令は法令として生きなきゃいけない。ですから、解説書が必要な法令は、未熟なというか成熟していないというか、いい法令ではないんじゃないかと思っています。

6月に上がるという、あくまで予定でございますので、これは12月に上がる予定が6カ月間延びます。さらに延ばすのか、あるいは永久に延ばすかを御検討いただいて、本当に町長の意思の協働が生きるように政策をお考えいただければということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

これより午後1時まで休憩をいたします。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

次に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤信八議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は、基山町の中期の財政見通しに絞って町の行財政のあり方について問わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

100年に一度と言われる経済危機が文字通り現実のものになった中で、基山町においても今後、税収減や負担増に加えて、緊急経済対策など一段と厳しい行財政のかじ取りが求められるものと思います。今回は、その中で今後の財政運営に大きな影響を及ぼすではないかと思われ、既に実施された大規模事業の今後の負担の問題を中心に町の中期の財政を問わせていただきます。数字につきましては、基山町が将来とも単独で生き残ることを前提に取り組んでおります第4次総合計画が終了する平成27年までをベースに数字の開示をお願い申し上げたいと思います。

まず第1に、基山小学校改築事業に伴う町の借金であります起債の総額と、平成20年から27年までの償還、つまり返済見込み額を年度別に提示いただきたい。起債は21年度の予定額を含んで回答いただきたいと思います。

第2に、下水道事業についてであります。特別会計ですが、事業規模も多額で、かつ長期であり、一般会計からの繰出金も多額でありますので、あえて問います。

平成19年までの総事業費、うち受益者負担金、使用料、一般会計からの繰出金及び起債の総額は幾らか。

同じ項目で、平成20年から27年までの見込み金額は幾らか。

3番目に、平成20年から27年までの年度別の起債の償還額は幾らかであります。

第3に、ごみや汚泥を処理する環境事業であります。

クリーンヒル宝満事業、三神環境事業における平成20年から27年までの年度別の負担見込み額について、起債償還額と維持管理費の内訳に分けて御提示をいただきたい。

第4に、これらの事業の前提にこの20年度、本年度と比較してこの4事業で経費の負担の増加額、今年度との増加額は27年までに幾らかになるか、年度別に提示いただきたい。つまり、今より幾らこの4事業で町の財政の負担がふえていくかということであります。

第5に、27年までに逆にこの4事業以外で起債の償還が終わり借金の返済である公債費が

減額される要素については年度別に幾らであるかと。つまり、負担が減る要素をお伺いしたいというふうに思います。あわせて、27年度までの公債費は年度別に幾らを見込んでいるかということでもあります。

6番目に、平成16年に配られました財政の見通しのシミュレーションでは、平成25年に町の基金が枯渇して年度収支も赤字になるというふうに予測されておりますが、現時点では、今日時点では基金の残高はどのように見通しているか。公共施設整備基金、財政調整基金と基金合計で提示いただきたいと思っております。

第7に、深刻な経済危機や基山町の人口構造から来る急速な高齢化の進行で今後の税収の落ち込みが大変懸念をされます。27年度までの税収はどのように見込んでいるか。先ほどの財政シミュレーションではほとんど毎年25億円から26億円というふうに見ておりますが、大きな減額修正が必要になるのではないかと。どのように考えておられるかを聞かせていただきたい。

第8に、今後の財政運営は税収減による歳入、歳出規模の縮小と起債や負担金の増など経費増のダブルパンチになるのではないかと考えております。町執行部として、このことをどのように認識し、どのように対応しようと考えているのか、基本のスタンスを聞かせていただきたい。

第9に、佐賀県内でも特に合併した市町を中心にハイペースでスリム化が行われております。基山町も今後予測される事業規模、つまりシミュレーションでいけば予測している45億円前後の事業規模ということになりますが、その事業規模にふさわしい体制や枠組みにすべてを見直すときに来ているのではないかと。そのことも含めて定員管理や事務事業の見直しが急務と考えておりますけれども、どのように思われますか。

最後に、第4次総合計画の基本方針であり、町を挙げて取り組んでいる協働のまちづくりも、町と町民と議会が町の将来の財政見通しを共有できて初めてその協働の意義と取り組むべき課題や事業の範囲が共有できるのではないかと私は思っております。そういう意味において、その大事な情報共有として、基山町の中長期の財政計画の策定と町民への開示、公表をお願いしたい。以上であります。

以上の質問であります。今後の情報公開の観点から、回答にまつわるデータの関係につきましても可能な限り資料として配付していただきますことをよろしくお願い申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、後藤信八議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、基山町の中期財政見通しについてということの内容1点目でございますが、基山小学校改築事業に伴う起債総額と平成20年から27年度までの償還見込み額を年度別にということでございます。起債総額は、21年度は予定を含むということでございますけれども、1,397,100千円の見込みでございます。建設費の公債費を年度別に申し上げますと、20年度が2,870千円、それから21年度が24,621千円、それから22年度が26,850千円、23年度が34,301千円、24年度が87,155千円、25年度が92,988千円、26年度は92,943千円、27年度が92,901千円でございます。

次に、(2)下水道事業についてということでございます。そのアでございますが、平成19年度までの総事業費、受益者負担、使用料、一般会計からの繰入金及び起債の総額は幾らかということでございます。平成11年度から19年度までの総事業費は3,048,462千円でございます。受益者負担金は459,694千円です。使用料が793,473千円、一般会計繰入金は563,854千円です。起債額が2,185,700千円となっております。

イの平成20年から27年までの上記金額の見込みは幾らかということでございますが、平成20年度から27年度までの総事業費は3,480,000千円でございます。それから、受益者負担金が41,746千円です。使用料が1,315,607千円、一般会計繰入金が1,057,315千円、起債は3,235,100千円を見込んでおります。

それから、ウの平成20年から27年までの年度別の起債償還額は幾らかということでございますが、平成20年度は58,767千円、21年度は75,641千円、22年度は94,216千円、23年度は115,540千円、24年度が135,855千円、25年度は155,281千円、26年度が169,800千円、27年度は185,789千円となる見込みでございます。

次、(3)のクリーンヒル宝満事業、三神環境事業における平成20年から27年までの年度別負担金見込み額を起債償還額、維持管理費、合計ということで提示してくれということでございますが、これはまず筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金見込み額でございます。これは当町分でございますけれども、平成20年度が起債償還額と維持管理費合計で156,282千円、平成21年度は168,161千円、22年度が208,988千円、23年度は275,794千円、24年度が

276,965千円、25年度は276,965千円、26年度が276,965千円、27年度が276,965千円、合計の起債償還額でございますけれども663,997千円、それから維持管理費の合計でございますけれども1,253,088千円です。この合計額としましては1,917,085千円でございます。平成20年度は事務組合補正後、3号補正の額を計上いたしております。

それから、三神地区環境事務組合負担金の見込み額でございます。平成20年度が112,864千円、21年度は113,502千円、22年度が113,502千円、23年度が113,502千円、24年度が113,502千円、25年度も113,502千円、26年度も同じく113,502千円、そして平成27年度は93,873千円で、この合計といたしましては、起債償還額が487,013千円、それから維持管理費の合計が400,736千円、この合計額が887,749千円でございます。これも平成20年度は事務組合補正後の額を計上してあるわけでございます。

(4)の20年度と比較して、上記4事業の経費負担増は27年度までに幾らになるかと。年度別ということでございます。まず、これは学校公債費と宝満負担金と三神環境事務組合の負担金と、この合計を申し上げます。20年度が合計272,016千円です。21年度は306,284千円で、20年度との比較は34,268千円のプラスでございます。それから、22年度は349,340千円で、プラスの77,324千円でございます。23年度が423,597千円で、これもプラスの151,581千円でございます。24年度が477,622千円で、プラスの205,606千円でございます。25年度は483,455千円で、プラスの211,439千円です。26年度が483,410千円で、プラスの211,394千円、27年度が463,739千円で、プラスの191,723千円となります。

なお、下水道事業における数字でございますけれども、一般会計繰入金は、21年度が17,138千円、22年度が67,569千円、23年度が94,766千円、24年度は112,373千円、25年度が108,252千円、26年度は142,009千円、27年度が155,400千円の増が見込まれます。

また、起債償還額は21年度が16,874千円、22年度が35,449千円、23年度が56,773千円、24年度が77,088千円、25年度が96,514千円、26年度は111,033千円、27年度が127,022千円の増が見込まれます。

(5)平成27年までに上記事業以外で起債償還が終わり、公債費が減額される額は年度別に幾らか。あわせて、27年度までの公債費は年度別に幾らを見込むかということでございますが、公債費の年度推移は、21年度債までの償還額でございます。これは20年度が789,955千円、21年度が816,177千円、22年度が778,848千円、23年度は777,442千円、24年度が809,978千円、25年度が797,228千円、26年度が692,680千円、27年度は600,585千円でございます。

(6)平成16年の財政シミュレーションでは、平成25年に基金が枯渇し年度収支も赤字と予測してあるが、現時点での基金残高の年度見通しはどうかということでございます。これは、状況の変化など本当に把握しがたいことがございますけれども、財政シミュレーションについては重要なことであり、今後、策定に向けて努力してまいります。

(7)27年度までの税収はどのように見込んでいるか。シミュレーションでは毎年25億から26億と見ているがということでございますが、経済状況が悪化しておりまして、非常に見通しが立てにくい困難な状況であります。平成21年度当初予算においては2,290,000千円を見込んでおり、今後もこのような状態が続くのかと思っております。

(8)の今後の財政運営は税収減による歳入歳出規模の縮小と起債や負担金などの経費のダブルパンチになるのではないかと。どのように認識しておるかということでございますけれども、議員お見込みのとおりだというふうに思っております。対応につきましては、今後も行財政改革の推進をしていかなければいけないと思っております。

それから、(9)の基山町も予測される事業規模、シミュレーションでは45億前後にふさわしい体制や枠組みにすべてを見直すべきと思うということで、行財政改革、あるいは定員管理や事務事業の見直しが急務と考えるがということでございます。まさにそうございまして、平成20年度に機構改革を行い、15課30係が10課23係になり、スリム化が推進されてきておるものと思います。定員管理につきましては、06年から08年までの進捗率は175%になっておりまして、職員削減については順調に進んでいるものと思っております。また、今後の定員管理は今年度見直すようになっており、現在見直しを行っておるところでございます。

それから、(10)の基山町の中長期財政計画の策定と開示、公表をお願いするということでございますけれども、先ほどもお答えしましたように、基山町の中長期財政計画の策定に向けては鋭意努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

大変多くの数字を要求しまして、回答にちょっと時間がかかりましたので、少し急いで、御丁寧な開示ありがとうございました。

それでは、確認を含めて再質問をします。特に前半の1から5までは数字の意味の確認で

ありまして、事業そのものの是非を問うつもりはありません。あくまでも財政負担の観点で確認させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、小学校の改築の負担であります。大変立派な学校ができて非常に喜ばしいことではありますが、改めて長期的には毎年90,000千円前後の財政負担ということが起こるという実感であります。確認ですが、小学校改築に伴う起債は1,397,000千円ということですが、参考に改築事業、全体の事業総額、国庫補助金、一般財源額を21年度予定も含めてお願い申し上げます。

ちょっと時間が余りないので、後ほど教えてください。

20年度のあれはつかんでおりますので、それから大きく変更があるのかということで聞きました。

1点、小学校で聞きたいんですが、1,397,000千円の起債、これは例えば、総合公園のときのように地方交付税に算入されて国から町に還付されるという要素はあるんでしょうか。昨年の9月の議会で私が総合公園の起債のことを質問したときに、26億円の総合公園の起債の中で約15%が交付税に算入されて還付されるというふうに聞いておりますけれども、この小学校の場合も同じようなことがあるんでしょうか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、小学校の場合もございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

それでは、その分は負担が今後の財政の中で少し減る分ということで確認してよろしいですね。

次に、事業の中で下水道について、ただいまの回答で下水道事業というのが本当に重たい事業だなということが改めて思いました。まず確認ですが、回答では19年までの9年間と27年までの8年間、9年と1年違いますが、事業費総額は30億円と34億円と、1割程度しか違いません。ただ、先ほどの回答では、受益者負担金が極端に459,000千円から41,000千円に減ると。それから、一般会計の繰り入れが563,000千円から1,057,000千円と急増すると。そ

れから、使用料についても、これは接続がずっとすれば累積で使用料がふえていくというのはよくわかりますが、約倍近く見込んでおられるということで、使用料について、例えば、接続戸数はどの程度見込んでおられるのか、そのことについてお願いします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

大変失礼いたしました。

一応公共の分でございますけれども、公共下水道では21年度で約2,500世帯程度でございます。今後、新たな供用開始区域がございますので、今後3,500世帯程度になっていくのじゃないかというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

いや、ちょっと私の質問の、接続戸数はそれでいいんですが、受益者負担が極端に減ると一般会計の繰入金が増えるという見込みについては、どういう理由ですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

大変失礼いたしました。

受益者負担金につきましては、一応23年度まで事業認可をとっております区域の分は20年度でほぼ納めていただき、分納もございますけれども、ほぼ納めていただきましたので、今後が新たに事業認可区域の拡大がなければ受益者負担金はもう余り出てこないということになります。

それと、一般会計繰入金につきましては、これは当然、下水道会計の収支の中においてどうしても単独では成り立っていきませんので、一般会計からの繰り入れをお願いせざるを得ないという状況でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

昨年の3月の原議員の質問に対する回答で、この下水道事業の中で維持管理費は大体使用料で賄っておると。そうすると、あと建設に対する負担がずっとかかってくると。そのことを前提にこの下水道事業の、私は素人ですので、大まかな見方を見ますと、毎年の事業費と起債の償還、これを一般会計からの繰り入れと新たな起債で賄うと、そういうふうな構図になっておるんですかね。ちょうど8年間の事業費と起債の償還額を合わせて4,470,000千円、新たな起債と繰入金合計で43億円ということになりますが、大体そういう見方でよろしいんですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

下水道使用料では、今の施設、事業の維持管理をしていくのがやっとでございまして、新たな今の工事等については当然国からの補助金もいただいていますけど、一般会計から繰り入れをしていただかなければ事業が成り立たないというのが現実の状況でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

その内容でいきますと、事業を長く大きくずっとやればやるほど、これは借金を借金で返すという民間的にいうと火の車の経営というんですか、というふうになるような気がします。要は、借金の償還をほぼ一般会計の繰り入れでやっているというような状況になってくるのではないかと思います。これも前回でお聞きしました。23年度で市街化区域がほぼ終了して計画の見直しをするというふうに聞いておりますが、先ほどの見通しによると24年度からも多額の事業費を計上しておるんじゃないかと思いますが、これは流域事業の建設負担の問題とかも含めた事業費ということで理解してよろしいんでしょうか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

公共下水道事業につきましては、全体計画で平成27年度までということで計画を立てておりますけれども、今、後藤議員が御指摘のとおり、その計画に基づいた一応の計画でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

また後で数字等を開示していただいて、やっていきたいと思いますが、きょうは下水道事業そのものの質疑じゃないので、ここまでにしますが、社会のインフラとして必要な事業だということは重々認識しておりますが、問題は、この基山町の小さな事業規模の中でやっぱりどこまでやるかということと、やるスピードの問題、年度ごとのですね、ということじゃないかと思うんであります。それを大幅に能力を超えた形でやると借金を借金で返さなきゃいかんという事態にどんどんなっていくわけで、福岡県との流域事業の問題も人口が2万1,000人の前提で組んでおられるというふうについて何かお聞きしたことがあります。そういう意味で、23年度の見直しに当たっては、実力以上の事業にならないように十分な慎重な検討をぜひお願い申し上げておきたいと思えます。

3つ目の環境事業についてであります。三神については起債の償還も済んで処理量もピークの85%ぐらいになっているというふう聞いておりますので、将来負担も減っていくかなと思えます。やっぱり問題は宝満環境ということで、23年度以降、維持管理が当初5年契約からのその後以降が横ばいと見て負担金合計が毎年2億七千万強になると。つまり、現状よりも120,000千円ぐらい24、25年からふえてくるということになるわけであります。これ確認ですが、維持管理費は5年契約で見直すというふうについて当初聞きました。上がる可能性等があるわけですが、特に近隣の市町で起こったような大幅なアップの要求が業者から出たりということの事例はないでしょうか。

以上であります。

副議長（池田 実君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの運営費の今後の見込みでございますけれども、現在のところ5年契約ということでやっていますので、24年までは今、額をお示ししております。その後については若干上がるのではないかとお思っておりますけれども、今の段階でちょっとはっきりお答えというのはできません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

若干のアップということでもありますので、近隣で起こったような極端な話はないのかなというふうに思います。

4番目が今回いろいろ確認したかったまとめになります、一般会計の3事業と特別会計の下水道事業で分けて回答いただきました。今と比べて、要は、本年度と比べて、今日現在と比べて幾らふえるかということがよくわかりました。回答では、学校、宝満、三神の3事業で先ほどの回答を合計しますと7年間で1,083,000千円の負担増になると。私的に考えると、これに先ほどの下水道の一般会計からの繰入金が入る分、これ697,000千円ありますので、合わせてこの1,780,000千円が一般会計の実質の27年までの負担増かなというふうに考えますが、そういう考えでよろしいですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけど、そのとおりでございます。

それと、申しわけございません、先ほどの小学校の改築事業の件につきまして遅くなりましたけど、回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

基山小学校の改築の総事業費が2,239,183千円、そのうちの補助金が、国県支出金が669,735千円、先ほど言いました地方債が1,397,100千円、一般財源が172,348千円になります。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。

先ほどの、要は、これからこの3事業と下水のあれ分で財政負担としては1,780,000千円が発生すると、一般会計の負担増としてですね。7年間でありますから、約3億円近い250,000千円ぐらいの毎年の負担増ということです。あと、これに加えて先ほどの下水道事

業の展開によっては大きな起債償還が発生するというふうに見てよろしいですね。下水道は、先ほどは負担増が2億円ぐらいまでで終わりましたけれども、下水道の償還のピークは年3億円ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

起債償還の計画でございますけど、ピークが平成27年度まででいきますと、平成27年度が185,789千円という見込みをしておるわけでございます。平成27年度までの事業を進めていった場合は3億円まではいかないと思いますけれども、かなり近い金額の償還が出てくるのではないかというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。

5番目はちょっと少し無理な質問をしたと思っております。起債の総額の回答をいただきました。この分によりますと起債は、年間の町全体の起債償還は25年までがほぼ8億円前後で推移して、26年と27年で少し大きく減ると。要は、大型の起債の償還分が過去の分の償還が終了というのが発生するんだと思います。そうしますと、また計算しまして申しわけないんですが、減る要素として26年、27年の分が280,000千円ぐらいありますので、先ほどふえる分の1,780,000千円から差し引きすると、減る要素とふえる要素では15億円負担、いわゆるこれらの問題で負担の増減が15億円というふうに見ております。どちらにしても27年までに、町長がよく言われるこれからいろいろ大変だという意味合いは、この15億円にあるのかなと。7年間で15億円というこの数字の重みを大変な負担が起きるということで理解をします。

次に、基金の見通しについては、何かちょっと回答ではない回答だと思っておりますが、これは最終的な財政の収支を出さないと基金まではちょっと無理かなと思ってあえて申し上げたんですが、これは私質問した理由は、町長がいろんな場面で協働のまちづくりを言う中で基金が減っていますと。どんどん減っておりますと。大体これから2億円から3億円取り崩していかにかいかんというようなことをずっと言われておるので聞きました。先ほどのこれから

実質負担が27年までに15億円近く発生するという事を考えると、それが終わる27年か28年ぐらいに基金が枯渇する可能性があるのかなというふうに考えておりますけれども、その辺はいかがですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけど、何の手当もしなければそのようになると思っております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

この基金枯渇の怖さというんですか、そのことをやっぱりもっと具体的なレベルで説明しないと、私は町民の皆さんはよくわからんと思うんですよね。基金が枯渇したら、要は貯金なくなるわけですから、会計上と毎月の赤字は全部借金でせにゃいかんと。問題はやっぱり經常収支で借金しなければいけない状態になったのが夕張市、一時借り入れで過ごすということになるわけで、やっぱり基金枯渇の怖さというのはもう少しきちっと訴えて具体的なレベルで説明しないと、やっぱり本当の意味での危機感というのは出てこないというふうに思いますので、ぜひそのことについてよろしくお願い申し上げます。

次に、町税収入の問題ですが、先ほど予測は難しいのはわかります。21年は前年比で65,000千円の減で見込んでおられるようですが、問題は22年度以降だと思います。これは経済危機の影響だけでも法人だけじゃなく個人の収入や失業、残業減等で大きく下がるおそれがありますので、個人的には22億円も難しくなるんじゃないかなというふうに考えておりますけど、その辺についていかがですか。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

議員おっしゃるとおりだと思います。個人住民税につきましてはもう既に御存じのとおり、21年度課税分については20年度所得でやるということで、一応法人税としては落ち込みも見込んでおります。ただ、その関連上で影響してくるのが個人の所得だというふうに思っておりますので、22年度の個人住民税については若干の落ち込みと申しますか、わかりませんけ

れども、落ち込みは十分にあり得るというふうに見込んでおります。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

私は、個人的には経済危機の影響だけではなくて、昨年ちょっと質問させていただきましたが、基山は人口の半分近い新住宅地の方々が今後急速に高齢化する人口構造を持っております。だから、その分では早くから高齢化している町とはちょっと事情が違う面がありまして、それはイコール現役世代が急速に減る可能性を持っておるということだと。そういう意味では、基山は他地区にない独自の税制上の課題を持っていると思います。

私は、12月議会で65歳以上の高齢化率を聞きましたが、20年が18.5%が10年後の30年には28.5%までいくというふうに回答で聞きました。資料ですね。いわば総人口の1割が現役から離れると。総人口の1割ですよ、それが現役から離れるということでありますから、例えば、個人住民税、今8億円以上ありますけど、下手をするとこれが10%も15%も、あるいは下手をすると2割近く落ち込む可能性があるというふうに考えておりますけど、その辺、税務住民課長、どんな見解をお持ちですか。

副議長（池田 実君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

何と申しますか、基山の場合が、さきの議会でもお答えしたと思いますけれども、世間で言う団塊の世代、要するに23年から24年、25年ぐらいの方が普通、団塊の世代というふうに言われております。ただ、基山の人口構造を見ますと、そういう方がちょっと5年ぐらい基山は四、五年おくられているような状態でございます。これはさきの議会でもお答えしたと思います。あと四、五年後にはそういうふうな大量退職者が年間に出てくると見ております。先ほど議員おっしゃったように、やはり10年後、高齢化率が上がっていけば1割なり2割なりの、これは計算もできませんけれども、それぐらいの落ち込みは十分にあり得るというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

今の回答にありましたように、やっぱりそういう意味でいきますと、今二十三、四億ある税収というのが下手したら20億円を切るレベルというふうなこともあり得る前提で、ぜひこのシミュレーションとか中期財政計画策定においては、税収については厳しく見ていただきたいと。21年度レベルが続くという認識でも私は甘いというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で数字の見通しについて確認をさせていただきました。これらの状況を踏まえて、次の今後の取り組みについて確認させていただきます。余り時間がないので。

8番目の質問は、財政構造の基本の認識について知りたくて問いました。同じ認識で今後さらに行財政改革を進めるといふ回答でありますので、先ほど私、4事業に負担の問題を絞りましたが、本質的には、これからそれ以外で子育てとか医療とか介護とかの扶助費、それから、それらに伴う繰出金が構造的にやっぱりふえてくる。必然的に負担増としてふえてくる部分があるわけで、そういう意味で、また今回のように緊急に経済対策を打たにやいかんと。国の財源の当てがなくても町で持たにやいかんという町もあるわけで、50,000千円や1億円は常時いつでも使えるぐらいの力が、財政的な余力が必要じゃないかと。そういう意味でのために、先ほど回答であります行財政改革、今後も平時において進めていくということについて、ぜひ余力のある財政運営を心がけていただきたい。

具体的なこととして、9番目とあわせて再質問します。定員管理や事務事業の見直しについてですが、確かに基山町は早くから定員削減や機構改革でコンパクトな組織づくりに取り組んできたと私も思っております。今回の副町長を置かない条例改正の提案についても、私自身は町としての行政改革の決意のあらわれというふうに理解しておりますが、申し上げたいのは、他市町も必死にスリム化していると。特に合併市町ですね。

2月3日の県発表の県内各市町の行政改革の改革状況のまとめによりますと、平成17年から3年間で県内の各市町の行政の人員は666人減、7.3%の減ですが、基山は7人、4.6%の減であります。175%進捗という回答をいただきましたが、これ目標は少し低いというレベルでの175%じゃないかなということを思います。これは新聞にはそれしか載っていませんでしたが、調べてみますと、平成11年からこの9年間、約10年間ですか、で県内合計では1,510人、15%スリム化されておると。基山は14人、8.8%でありますから、長期スパンでも順調に進んでいるという認識で本当によいのかということについてちょっと見解をお伺いし

たいと思います。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の人員削減の件ですけれども、基山町は一番多かったのが平成14年、160人だと思っております。それで、現在は144人でマイナス16人の減になっております。当町は、よそがする前から削減についてはしてきたつもりです。ただ、さっきも回答しましたように今後、ことしですね、定員管理の見直しを行っているところでございますので、そのあたりでどのくらい削減ができるかというのはちょっとまだ見通しは出ておりませんが、今後そういったところに定員管理も十分こういった財政厳しい折でございますので、そういったことも勘案しながら定員管理の見直しを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

私は、昨年3月も人件費の問題でやりとりしまして、話したことがあります。ぜひ執行部の皆さん、あるいは我々も含めて認識いただきたいのは、町の事業規模と体制ということでありまして。前回も申し上げましたが、これ18年度の各町の決算データを集計しますと、職員1人当たりの予算額、いわゆる事業額ですね、基山町は36,000千円、県平均は47,000千円、これは24市町中19番目の低い数字です。それから、人口1人当たりの予算額という見方をしてみますと267千円、県平均は379千円、これは20市町村中20番目、一番下です。ちなみに、参考に議員1人当たりの予算額も出してみましたが、これは377,000千円、県平均は780,000千円、18番目の数字であります。

私は、事業額イコール仕事の量というふうには、予算額イコール仕事の量というふうには理解いたしますので、このことからして、基山についてやっぱり事業規模という認識を、人口とかそういう形式的なあれじゃなくて事業規模という認識を、もちろん合併市町で特例債を使って事業が膨れ上がった数字がもとになっているところもたくさんありますから、一概にこの数字がいい悪いとはちょっと言えないかもしれませんが、事業規模という認識について認識をしておかにかいにかんというふうには思いますが、町長、この数字についてどう思われます

か。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まさに事業規模だと思います。今、学校建設とかいろんな要素で膨れ上がっているということでもございますし、これは当然もう通常の基山町レベルでは四十四、五億ぐらいなのかなという気が私もいたしておりますので、それに合った体制をとっていかなきゃいかんというふうには思っております。これ余り申し上げるとなんですけれども、やはり事業縮小なりということも頭に入れておかなきゃいかん部分だろうと思いますし、また人件費というような考え方もやになきゃいかんと思います。しかしながら、この人件費ということに関しますと、なかなか実際やっておりますと、もっともっとということかもわかりませんが、余り減らすばかりで本当にいいのかなと。業務をやっていく上で、やはりそこにはおのずと限界もあるかというふうに思います。そうしたときにはやっぱり効率的な外部委託みたいなそういう考え方も当然考えていかなきゃいかんかなというふうに思っているわけでございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

やみくもに人を減らせとかそういうつもりで言っておるわけではないので、事業規模にふさわしい体制なり行政の枠組みとはということについてぜひ問うていただきたいというふうに思います。これ18年度の数字ですから、事業50億円のときで県内でこのレベルと。シミュレーションの数字を見ますと大体45億円程度で想定されておりますので、その事業規模になればもっと重たい数字というふうに言えるんじゃないかと思います。

先ほど回答で今年度定員管理を見直すということでありましたし、きのうの鳥飼議員の回答の中でも、見直す前の数字でも定員の減ということを考えておられるということでもありました。ぜひとも先ほどから確認しました財政見通しに基づいて、私は、職員さんの定員管理だけではなくてあらゆる角度から検討いただきたいというふうに思っておるわけでありませう。

これは個人的な意見でありますけれども、職員の定員だけでなく400名近くおられる各

種委員会の体制とか、それから行政区のあり方、ひいては議会のあり方も含めて検討の対象になるんじゃないかというふうに思います。協働のまちづくりを進めれば進めるほど行政の仕組み全体を見直すきっかけになるんじゃないかというふうに思っております。協働を進めれば進めるほど職員さんの仕事の内容が変わるわけでありまして、協働の事業を進めれば進めるほど議会の役割も私は変わると思います。それから、行政区と自治会のあり方も含めてその内容も私は変質するんじゃないかというふうに思っております。そういうことも含めて枠組み全体を検討すべきだというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。また、このことができなければ基山町が本当に単独で生き残ると、ずっと単独で生き残るとということが難しいんじゃないかなというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。意見として申し上げておきます。

最後に、中期財政計画でございます。回答は、策定に向けて努力するということではありますが、いつごろまでに策定するつもりなのか、また策定した計画は町民に公開できるのかどうか、よろしくお願い申し上げます。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の計画では、夏ごろまでには策定をしたいと思っております。それで、当然住民の方にもホームページ等を通じてと情報公開コーナーと、そういったことで住民の方にも公開をしていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

夏ということではありますが、総合計画の実施計画のローリングをやっておられますね。今度ことは21年から23年までのローリングということになるわけで、23年までが詳細にできて、そこから後がまるで目鼻が立たんということじゃないでしょうし、そういう意味でいくと、やはり次の6月定例会の前ぐらいまでには一つの方向として出せるよう、これは要望しておきますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、この基山町の最重点方針取り組みの協働のまちづくりも、私は、このことの町民参

加型の行政手法への改革ということと、私自身の思いとしては、行政のスリム化がある程度ねらいというふうに思っております。そのためにはやっぱり町の財政について、町と町民が将来見通しについて大枠として共有しておると、その前提でないと、前提がないまま協働をやれば協働の事業の要望がたくさん出てきても町財政としては何もできんということになれば、その余力もないということになれば何を協働するんやという形になっていくわけで、やはりそのことをきちっと共有するというところについてもっと具体的に共有するというところについてお願い申し上げたい。単年度の収支主義では、町民は何もわからんまいつの間にか町は赤字になっておったということにならないようによろしくお願い申し上げたいと思います。ぜひとも早く中期財政計画を策定し、町民にわかりやすく公開いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後ですが、本日回答いただいた特にデータ関係につきましては、過日の全員協議会で配付された資料以外につきましても、可能な限りできるだけ早く配付をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

副議長（池田 実君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

これより午後2時20分まで休憩をいたします。

～午後2時9分 休憩～

～午後2時20分 再開～

副議長（池田 実君）

会議を再開します。

最後に、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党の松石信男でございます。傍聴者の皆さんには最後までおつき合いいただきまして、ありがとうございます。私は町民こそが町政の主人公であるとの立場に立ちまして、3項目について町長に質問を行いたいと思います。

質問の第1は、基山町における就学援助制度の現状と課題について教育長にお伺いをいたします。

皆さん御存じのように、今、企業の倒産やリストラなどで親の収入が悪化する中で、全国

で就学援助の受給者が年々増加し、就学援助を受ける子供は、ここ10年間で6.6%から13.6%へ、2倍に増加をしています。教育基本法にいう義務教育の機会均等にとって、この制度の役割というのがますます重要になってきていると思います。

就学援助制度と言われるのは、御存じのように、小・中学校の子供のいる世帯で経済的な理由により学用品費や給食費などの支払いに困られている御家庭に対して、その費用の一部を援助する制度であります。ところが、この就学援助制度については、小泉内閣の三位一体改革の中で補助金が大幅に削減をされました。それは国の補助金を要保護世帯に限り、それ以外の生活保護世帯に準ずる世帯、準要保護世帯についての補助は廃止し、使い道を限定しない地方交付税交付金として税源移譲、一般財源化されました。このため、基山町も含む市町村によっては、就学援助の認定基準を引き下げたり、あるいは受給対象者を狭めたり、自治体独自で行ってきた支給項目を減らしたりしている例が指摘をされています。基山町では子供たちにそうしたことはなされていないとは思いますが、いずれにいたしましても、受給希望者が増加する中で、市町村によって受給者数や制度内容に格差が広がってきていることは事実であります。

そこで、基山町の現状についてお聞きをいたします。

まず、1つ目の質問ですが、平成20年度の児童・生徒の受給率は幾らなのか。全体の児童・生徒数と受給児童・生徒数、それぞれの受給率をお答え願いたいと思います。

また、5年間での受給率もお答えください。

2つ目ですが、認定基準についてお伺いをいたします。

「広報きやま」の就学援助のお知らせによりますと、援助の対象となる世帯につきましては、7つの項目のいずれかに該当し、生活保護法第6条第2項に規定する程度に困窮していると教育委員会が認める者となっておりますが、客観的な所得基準、または総収入額はどのくらいなのか。具体的に4人の標準世帯では、年間総収入額、または所得額は何万円になるのか、また生活保護基準の何倍になるのか、そして民生委員の意見は必要なのか、御答弁をお願いいたします。

質問の第2は、戦後最悪の経済危機から町民の雇用と暮らしをどう守るのか。基山町の緊急雇用対策について町長にお尋ねをいたします。

私は先月の鳥栖市にあるパナソニック子会社の鳥栖事業所閉鎖、従業員900人は配転という報道に大変驚きました。また、県内では2割の企業が不況を理由に、派遣、パートなどの

非正規社員に加えて正社員も解雇が広がっていると報道をされています。基山町内の企業でも、ことしの3月までに74名が解雇予定であるとの基山町商工会の調査結果も報告がされており、

この景気悪化を理由に、トヨタやキャノン、パナソニックなどの大企業が一斉に非正規社員の大量解雇を始めました。私たちは物ではないと、寮も追い出された派遣労働者の怒りと不安の姿が連日報道をされています。人間を低賃金で働かせ、もうけるだけもうけて、不況だからといってさっさと労働者を使い捨て、冬の寒空にほうり出すなどの冷たいやり方は人道上也許されるものではありません。大企業は大量解雇を中止、撤回すべきであります。

また、このような派遣切り、非正規切りを招いた政治の責任も私は大変重いものがあると、そういうふうに思います。このような住民の苦しみに私たちはどう対処するのか、今、まさに行政のあり方が問われていると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、1つ目の質問ですが、官から民へ、「改革なくして成長なし」とワンフレーズ政治で突っ走った小泉政治。痛みを耐えればあしたはよくなるどころか、生きてはいけなさと悲鳴が出るほどの貧困と格差の広がり、市場主義やより多くもうけた者が勝ちという新自由主義的な価値観が日本の社会の安全・安心と人と人とのつながりを壊しているのではないのでしょうか。この構造改革路線は国民を幸せにしたのか、なぜ住民の暮らしはこのようになったのか、まず町長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目でございます。基山町では緊急雇用対策として、基山町臨時職員の募集、そして、ふるさと雇用再生特別交付金による事業、緊急雇用創出事業交付金による事業が計画をされておりますが、それぞれについてお尋ねをいたします。

まず、基山町の臨時職員の募集人数と応募人数についてお答えください。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金による事業は、県に基金を設置し、市町村の事業に活用することになっております。いずれも2011年までの3年間の事業であります。この2つの事業による平成21年度から23年度までの3年間の雇用創出者の人数と事業費の説明を求めます。

そして、平成20年度につきましては、具体的な事業内容、雇用期間、雇用人数をお答えいただきたいと思います。

3つ目に、地域活性化・生活対策臨時交付金による事業についてお尋ねをいたします。

この交付金は基山町では約40,000千円で、この交付金を活用して9つの事業がなされるとお聞きをいたしました。それぞれの事業名と事業費、事業年度の説明を求めます。

4つ目に、地域雇用創出推進費についてお尋ねをいたします。

これについては、総務省が経済雇用情勢を踏まえた特別な対応として、平成21年度と20年度の2年間に限り、地方交付税として基山町に増額されます。基山町の増額配分額は約44,000千円が予定をされています。基金に積み立てるとも聞きますが、どのような事業を予定されるのか説明を求めます。

質問の第3は、学童保育の充実についてお伺いをいたします。

皆さん御存じのように、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を受けて、基山町の懸案である学童保育のひまわり教室の大規模化解消のために、今回、基山小学校改築に合わせて基山小のグラウンド内に2階建てのひまわり教室が設置されることになりました。この件に関しましては、町長は昨年3月議会の私の質問に対して、平成21年度までには現在3年生までの対象児童を6年生までに拡大したい、利用時間の延長も検討したいとの答弁がなされました。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、1つ目の質問ですが、ひまわり教室建設の事業費は概算で53,000千円とのことですが、国、県と町の負担金額の説明をお願いいたします。

2つ目に、このひまわり教室の建設にあわせて、私は対象学年の6年生までの拡大と午後7時までの利用時間延長をすべきと思いますが、御答弁をお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の質問にお答えを申し上げます。

私がお答えさせていただくのは2番目からでございます。2番の経済危機からの町民の雇用と暮らしをどう守るのかということで、(1)小泉政治の構造改革路線について見解を問うということでございます。

ちょっと大きな国政レベルということかと思えますけれども、私はとにかく世の中は常に変化していると思います。私はそれに対応していかなければならないと。戦後60年、日本を

取り巻く政治、経済、その他いろんな状況がよくも悪くも変わってきておるということでございます。それらに的確に対応し切れずに、変えるべきを変え切れなかった部分はやはり行き詰まり、腐敗もし、弊害も起こる状態ともなっておるということだと思います。そこで登場したのが小泉改革の「改革なくして成長なし」ということだったと思います。そういう意味では、基本的にはやはり改革は必要だったというふうに思っております。

これにつきましては、実際には功罪相半ばといえますか、そういうことも両方あるかと思えますし、また、現在に疑問点も残るところもあったと思えますけれども、基本的には必要だったと。これはまさに先ほども出ておりましたNPM理論ですか、これに基づいたところの大きな政府から小さな政府、そしてまた、その次の第3の道といえますか、国、そして市場、それから市民社会のバランスといえますか、こういうところからの理論だというふうに私も思えますし、いろんな点につきましては、やはりこれから検証も必要じゃないかというふうには思いますが、基本的にはそう思っております。

それから、2番目の緊急雇用対策についてでございますけれども、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金を使って雇用対策事業に当たる予定でございます。このほか、緊急雇用対策ということで臨時職員の募集も行っております。町の業務の中で時間外で行っている事務で可能なものは、できる限り臨時職員で行うこととしたいと考えております。定額給付金の事務なども臨時職員を活用する予定でございます

それから、アの臨時職員の募集人数と応募人数は幾らかということですが、臨時職員の募集は登録制として募集しているため、特に募集人員の数はありません。募集人数は2月末現在で175人で、昨年よりも47名増となっております。

それから、イのふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金による雇用創出者数と事業費を21年度、22年度、23年度ごとに説明をせよということですが、21年度は雇用再生特別交付金で1名、緊急雇用創出事業交付金で4名、事業費としましては10,556千円ということですが、それから、22年度は雇用再生特別交付金で1人、それから雇用創出事業交付金で2名、額としましては8,559千円、23年度も1人と2人でございまして、額も8,559千円ということですが、

それから、ウの平成21年度の交付金別の具体的な事業内容、雇用期間、雇用人数は幾らかということですが、住みよい環境整備事業といたしまして、21年4月から21年10月までに2人、それから特別支援教育事業としまして、21年4月から24年3月までが2人、そ

れから協働のまちづくり推進事業としまして、21年4月から24年3月まで1人という予定で
ございます。

(3)の地域活性化・生活対策臨時交付金の活用による9つの事業の具体的内容、事業費、
事業年度の説明ということでございます。

まず、放課後児童教室設置事業、都市公園遊具施設改修事業、地上デジタル放送受信対策
事業補助金、プレミアム商品券助成事業、低公害車導入事業、消防ホース更新事業、町立保
育園非常階段改修事業、八千用防護服増設事業、町立保育園運動場芝張り事業の9事業で、
総事業費67,151千円で、そのうち地域活性化・生活対策臨時交付金が39,988千円というこ
とでございます。事業年度は、20年度事業でございます。

(4)の地域雇用創設推進費による事業予定でございますけれども、地域雇用創出推進費は
地方交付税算定の基準財政需要額の中に計上される予定でございます。地方交付税は一般財
源であり、その用途が制限されることはありませんが、地域雇用創出推進費が地方交付税の
特別枠として加算された趣旨及び経緯を踏まえ、臨時職員の雇用に充当したいと考えており
ます。

次に、3の学童保育充実でございます。

(1)ひまわり教室建設の事業費の内訳について、国、県と町の負担金額は幾らかというこ
とでございますが、総事業費といたしましては53,343千円でございます。内訳は、工事請負
費が49,000千円、実施設計費が2,474千円、工事監理費が1,074千円、それから建築確認手数
料等が795千円、このうち約2分の1が地域活性化・生活対策臨時交付金の充当額となりま
す。

(2)の対象学童の6年生までの拡大と午後7時までの利用時間延長についてでございます
けれども、対象者拡大と利用時間の延長については検討はいたしておりますが、まずは放課
後児童クラブの分割を21年度中に行わなければならないということでございます。このため、
施設面ではある程度準備が進んでおりますが、今度は指導員の体制が十分ではありません。
募集していても、なかなか希望者がおられない状況ですので、これらが解消できてからの対
応になるかというふうに思っております。

以上です。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは1項めの就学援助制度の現状と課題についてお答えをいたします。

まず、(1)平成16年度から20年度までの受給比率は幾らか、小学生、中学生に分けて、全体の児童・生徒数、受給児童・生徒数、それぞれの受給比率を示せということですが、児童・生徒数と受給児童・生徒数と受給率かと思えます。その順序で行きたいと思えます。

まず、児童・生徒数を申し上げます。基山小、若基小、基山中の順に、平成16年度、17年度、18年度、19年度、20年度と、このように申し上げます。平成16年度、基山小732人、若基小547人、基山中710人、17年度、708人、506人、667人、18年度、702人、489人、632人、19年度、682人、453人、604人、20年度、663人、415人、597人、このようになっております。

次に、受給児童・生徒数とそれぞれの受給比率を申し上げます。小学生と中学生と別々に、16年度、17年度、18年度、19年度、20年度と申し上げます。まず16年度、小学生39人、3.04%、17年度、42人、3.45%、18年度、39人、3.27%、19年度、40人、3.52%、20年度、35人、3.24%。次に、中学生でございますが、16年度から行きます。12人、1.69%、17年度、17人、2.54%、18年度、14人、2.21%、19年度、21人、3.47%、20年度、31人、5.19%、このようになっております。

(2)認定基準についてでございます。

そのうちのア、所得、または総収入額による基準はどうなっているのかというお尋ねでございますが、所得、総収入額につきましては、家族構成等がさまざまであり、家族状況によって異なり、基準は一定ではございません。

次のイ、4人家族の場合の所得、または総収入額は幾らかということでございますが、今述べましたように、家族構成によって異なりますが、仮に父親、母親、小学生、中学生の4人家族で割り出してみますと、総収入額はおよそ2,294千円となります。

認定基準が生活保護基準の何倍かというお尋ねでありますけれども、これにつきましては、昭和48年から49年当時は国の指導として、およそ1.3倍から1.5倍などという数字が出ておりました。このような指導もございましたが、昭和50年度以降には生活保護法、生活保護基準の改正がございましたので、一律に何倍などということは指導がなくなっております。そして、そういう基準の出し方が実態に適合しなくなったので、その後はこのような基準の算定は行われておりません。

最後ですが、民生委員の意見は必要かということでございますが、御存じのように、学校

教育法の第19条に、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と、このようにありますが、これを受けまして、生活保護法第6条第2項に準要保護児童・生徒が規定されておりますけれども、これがいわゆる就学援助を受ける児童・生徒に当たると思います、この準要保護児童・生徒がですね。さらに、この準要保護児童・生徒の認定に当たりましては、「市町村教育委員会は、学校長及び必要に応じて福祉事務所の長又は民生委員の助言を認め、準要保護として認定すること。」と、このような規定がございます。以上のことから、就学援助の対象となる者の認定に当たりましては、その人の経済状況等を把握するために民生委員の意見が必要であると考えております。

以上です。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、就学援助制度について最初にお伺いをいたします。

今、答弁がありました。小・中学校全体で就学援助を受けている受給率、これは平成18年度が2.9%、19年度が3.5%、20年度が3.9%というふうになっております。私が調べた資料によりますと、近隣市をちょっと見たんですが、鳥栖市では平成20年4月1日現在で6.28%、小郡市は9.9%、筑紫野市は12.2%、久留米市は19.9%となっております。いずれも平成20年度ですね。受給割合でいきますと、鳥栖市は100人のうち6人、小郡市は10人、筑紫野市は12人、久留米市は20人というふうになります。ところが、基山町は4人です。そういう近隣市との比較で見ますと、本当に基山町は受給者が極端に低いという結果になります。ちなみに全国では7人に1人が今受給を受けていると報告がされています。

どうして基山町ではこんなに受給者が少ないのか。これはたびたび生活保護等の問題でも出るんですが、そんなに基山町の方はお金持ちが多いのか。低所得者の方が少ないのか。その辺はいろいろ議論のあるところではあると思うんですが、非常に疑問に感じております。

私が心配するのは、本来なら補助を受けられる子供たちが受けられないような状況になっているのではないのかなど。そこを本当に、この基山町が極端に低い受給率を見てもみますと、そういうふうになっております。全国の教育委員会がこの件について、アンケート調査を2006年にやられているそうであります。それによりますと、やはり受給されている方の家庭

というのは、企業の倒産とかリストラが影響して収入が変化したという家庭が約95%ということですから、この10年間、基山町だけがほとんど変わらないと 少しはふえていますけど、そういうふうにはならないだろうという予測をしております。

そこで、まずお尋ねしますが、受給申請者数です。受給者数については、先ほど答弁ありましたように、小・中学校合わせ18年度は53人、19年度は61人、20年度は66人というふうになっておりますが、この申請者数はそれぞれ何人になっているのか答弁をお願いします。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

準要保護の申請でございますが、20年度につきましては49件申請がっております。それから、19年度につきましては42件、18年度が37件の申請でございます。認定は、20年度が39件の認定、19年度が37件の認定、18年度が31件の認定となっております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

その数字を聞いてみますと、そもそも申請者数が少ないのではないのかなというふうな感じを受けるわけですね。それで、この就学援助制度について、保護者への説明とか周知、これはどうなされているのか説明してください。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

周知につきましては、町の基山広報、ホームページ、それから各学校のほうで指導といたしますか、そういうことをしてもらっております。

以上です。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、先ほど教育長が準要保護についてちょっと説明がありましたが、この就学援助について、そもそもお尋ねしたいんですが、これは私から言わんでもおわかりだと思うんです

が、憲法とか教育基本法、学校教育法、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に規定をされております。この申請については、どの保護者でも申請できると思いますが、どうですか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

準要保護申請については、だれでも申請できると思っておりますが、認定につきましては、審査委員会のほうで審査があってから認定、却下はされると思います。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、私は先ほど保護者への周知についてお聞きしました。その件で、私は町内の保護者の方に聞いてみました。どのくらい御存じなのかということでお聞きをいたしました。たくさん聞くわけにはいきませんので、約11名の方にお聞きをいたしました。小学1、2年生をお持ちの母親に聞きました。父親だと知らない可能性がありますので、母親に聞いてみました。小学1、2年生ですね。11人にお伺いいたしました。知らない、何ですかと答えた人が7人、広報で見たという人が1人、それから友達から聞いたという人が1人、民生委員を通じて申請したらだめだったという人が1人、それから役場に訪ねていったら生活保護を受けてくださいと言われたので、生活保護を受けた人だけが受けられる制度かなと思いましたが、こういうことなんですよ。

だから、実態的に、さっきのようなホームページ 確かにホームページも見ました。「広報きやま」にも載っています。しかし、知られていないというのが実態です。知られていないというよりも、むしろ知らされていないと。我々の説明責任が果たされていないというのが実態ではないかなと、私はこういうふうに思うわけであります。

子供クラブの役員の方にも聞いたんですが、やはり子供クラブの行事に参加される方の中に、みすばらしい服装で毎回参加される人がおると。その人は母子家庭だという話でございましたけど、だから、私もそこはどうなっているのかなということで心配しているところがあります。

それで、他市町村の保護者への周知ですが、非常に丁寧に行われていると。例えば、これは

佐賀市教育委員会が発行したチラシでございます。これについて、就学援助についてということで、就学援助とはとか申し込み方法、それから審査について、これは所得の目安も示されてあります。例えば、2人では所得は1,600千円以内ですよ、4人では2,689千円ですよとか、詳しく書いてあります。それから、援助内容をずっと書いてあります、学用品とか修学旅行代と。それから、就学援助の申請についてお知らせということで、就学援助の手続の流れということで詳しく書いてあります。こういう手続を経て認定されるか認定されないかということになりますと詳しく書いてあります。これをどこで配っているかということ、もちろん広報とかなんとか、インターネットも佐賀市はされていますが、入学説明会で全員に配られているんですね。だから、そういう意味で、基山町はその辺が不十分な点なのかなというふうに思います。例えば、あと筑紫野市なんかは、小・中学校の全児童・生徒に毎年4月にお知らせの文書を配布しているということなんかもやっていますし、なんかなし学校で配っているというふうなことで、どこでもやられて どこでもというか、近くではやられております。

だから、1つは、やはりそういうことをきちんとする必要があるというふうに思います。それで、私は不十分だと思いますので、入学説明会なり、それから学校で児童・生徒に毎年チラシを配ると、こういうことはできませんか。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

大変参考になる資料を出していただきました。教育委員会の中で諮りまして、そういうことをじっくり考えてまいりたいと思います。できるだけそのような格好で広く周知ができるようにしたいと、このように考えます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。私たちが聞いたとき、知らない人がいないように、知って申請しないならいいわけですが、ぜひともお願いしたい。

それと、あと私は非常にはっきりすべきであると思ったのは、自分の家は申請できるんだろうか、できないだろうかという部分なんです。それはやはりその家庭の所得なり収入です

よね。うちの家はとても所得が高いから無理だろうと、その辺の基準をやはりきちっと示す必要があるんじゃないかと。先ほどの答弁では、いろんな事情があってというような感じです。しかし、ほかのところも見てみますと、やはりきちんと示されています。佐賀市のことは言いましたが、久留米市は、これは所得じゃなくて収入額が書いてあります。収入額のほうがわかりやすいかなという感じもしますが、佐賀市は所得額です。きちんと書いてあります。だから、それをやはり1つははっきりさせると、それを保護者に知らせるということによって、申請できる、できないという部分もわかるのではないかと。だから、これをぜひ検討して、してほしいというふうに思います。

この説明では、あくまで世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しいところは申請してくださいと。これじゃ、ちょっとわからんですよね。だから、さっき言われたように、就学援助というのはだれでも申請できるわけです。極端に言うなら、収入が10,000千円を超えた人でもできるわけです。それは極端ですが、やはりこの辺の所得基準なり収入基準をはっきり保護者の方に知らせると、これは必要ではないのかというふうに思いますが、答弁を求めます。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

先ほど教育長がチラシといいますが、全校に渡す件については教育委員会内で検討してということで回答がありましたが、今、収入についても、目安としてわかれば、そういうのを調べて、ただ、そのくらいということになっておろうがというふうなことを言われるとできませんので、一応目安として、それは今後チラシのほうなり広報なりしていきたいと思えます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、あと就学援助の認定に当たっては民生委員の意見が必要ですよと言われました。申請書を見たんですが、確かに民生委員の意見ということで、第何区民生委員の氏名、印鑑ということになっております。この件で、先ほどの答弁では、申請者の経済的な状況を把握するためというふうなことが言われました。民生委員で経済的な状況を把握できるんでしょう

か。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

その経済的というのは、必ずしも金銭的な面だけではないと思うんですね。外見上、見たり、家庭内の状況とか、そういうことからもある程度察知はできると。そういうことを参考にいただければ、非常に選定のときに重要な資料になりますので、そういう意味でございます。何円、幾らだということに限って言ったつもりじゃございません。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

そういうことならば、それでいいわけですが、それで、先ほど教育長は民生委員の意見を求めることができるとなっているというふうな発言でございました。しかし、就学援助法施行令というのがあるんですね。その条文から、民生委員の助言を求めることができるという文言が削除されたというのは御存じですか。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

民生委員の意見が削除されたことについては、私も勉強不足で知りませんでしたけど、就学困難を来すということで、民生委員の意見を求めることができる。また、基山の就学援助の要綱につきましても、関係民生委員及び児童・生徒が通学するといえますか、学校長に意見を求めることができるというようになっておりますので、その件で民生委員さんの意見は必要と思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、これは削除されているわけですよ。それは何でかと。やはり全国的に問題になっています。それは何でかと。民生委員の方も一生懸命やっただいてはいるんですが、やはり認定に当たって人権侵害が数多く発生したということの中で、これは削除したほうがいい

というふうになっています。

それで、近隣市町村を見てみますと、佐賀市は民生委員の意見は必要ありません。それから、筑紫野市も必要ありません。久留米市も必要ありません。小郡市も必要ありません。鳥栖市は必要というふうになっています。ですから、あくまでこちらの調査では、民生委員の意見が必要とあるところは受給率が低い。これはあくまで結果ですけどね、そういう結果が出されております。そういうのも何かあるんじゃないかなと。もちろん一生懸命努力はしていただいているんですけど、民生委員の意見は必要ないと、求めないというふうに私は、法律もそういうふうに改正されておりますので、再度調査の上、ぜひそういう方向で検討していただきたいと。どうですか。

副議長（池田 実君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私は従来の民生委員さん方の申請書の中の添え書きというのは非常に大事なことが書いてあるなと。といいますのは、じゃ、それがなかったら、ほとんどが数字だけで判定しなくちゃならなくなりますね。それもそうかもわかりませんが、民生委員さん方は家庭の状況とか家族構成、また家庭内のこともある程度見てわかる範囲は書いていただいているのがあります。こんなことを言っちゃなんですが、最近離婚をされたとか、4人家族でお父さんがどうだこうだ、お母さんがこうしているとか、そういうことを書いていただくのは非常に参考になると思うんですが、議員が言われましたように、それが情報のほうでひっかかるとなると、また大変でございますが、そこまではいかない範囲で、そういう意見を書いていただいているので、非常に参考になるとは思っております。だけど、それもあわせて、今度、教育委員会で意見を聞いて、まとめてみたいと思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

言われることもわからんでもないんですけどね、やはり客観的な基準で判断すると、これは私は非常に大事だと思います。どうしても主観的なものが入ると、やはりまずいんじゃないかと。そこで、ぜひ要望しておきます。

ちょっと時間が押しています。次に、緊急経済対策についてお尋ねをいたします。

町長は小泉改革は必要だったというふうな認識であるようでございます。それはいろんな見方があるから、それはそれでいいといたしますか、そういう見方もあるだろうと思いますが、現実を見たときに、今、政府・与党の中でも間違いだったというふうな答弁も国会ではされています。なぜ私はこれを最初に聞いたかといいますと、やはりこれをきちっと総括した上で、これからの町政のあり方、町民へのサービスのあり方、これをきちっと見直す必要があるというふうに思ったから、やはり小泉政治の改革なくして成長なしと、そのやり方でいいのかと。私は改革は必要と思うんですよ、町長言われたように。しかし、その改革というのは、人間を幸せにできなければ意味がないじゃないですか。だから、そういう意味で、小泉改革は私たちが幸せになったのでしょうか。現実はなっていないと思います。

それで、2月の下旬に佐賀県版派遣村が開催をされました。佐賀市でですが、私はそこに参加をいたしました。138人の参加でありましたが、佐賀県や佐賀市の行政関係者も、古川知事もお見えになったということでもあります。内容はもう言いません、時間がありません。

第1回目の質問で言いましたように、パナソニックの問題ですね。子会社の鳥栖事業所ですが、ここは首切り、解雇ということではありません。雇用は守るというふうに言いながらも、山梨県の甲府事業所へ異動させると。これは実態的には本当に大規模な人員削減だと、これを今、まさにやろうとしているのではないかというふうに思います。社員の何人かから聞いたんですが、家もこちらに建てて、子供も学校へ通っているのに、今さら異動してと言われても、やめるしか選択肢がないというわけですね。それから、労働者を一方的に余力と決めつけるのは、指名解雇以外、何物でもない、というような声をお聞きいたしています。このままでは数百人という労働者が失業すると。とともに、鳥栖市には関連企業がございいます。その倒産も心配をされています。もちろん法人税の減収もそれはありましようけど、本当に大変な状況になっているんじゃないかというふうに思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、基山町からこのパナソニックの子会社に勤められておるのは何人ぐらいなのか、わかっておれば御答弁をお願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

企画政策課のほうでパナソニックの会社のほうに電話等で連絡をいたしましたところ、対象人員は39名と伺っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

39人いらっしゃるというふうなことでございます。どうなさるのか、今、聞いたら、迷っておりますというふうなことでございました。

それで、町長にお尋ねいたします。昨年12月議会の同僚議員、後藤議員のこの件についての一般質問の中で、雇用の維持継続を企業に要請していく考えはないかというようなことに対して、町長は雇用の維持継続について企業に働きかけるという答弁がなされております。その後、地元企業への要請行動は具体的にどうなされたのか、答弁をお願いします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

パナソニックの39名ということ、これにつきましては、私は特にはパナソニックに掛け合ったというようなことはございません。ただ、町内の経済クラブなりの企業の方とお話ししておる中では、何とかならんかなという話は当然、状況はどんなですかと、先ほども企画政策課長から答弁あったように、やっぱり四十七、八人というような数字を聞きますもんですから、それは企業努力で何とかできませんかと、その程度でございます。特にこちらからどうこうと言える問題でもなかるうかというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

やられたようではございますが、本当に深刻なところでは、やっぱり首長なりが企業回りをやられているんですね、そういう要請をですね。これは3月危機とも言われています。今後もまたより一層悪くなると、首切りが多くなると、失業者がふえるという状況でございますので、ぜひとも今後とも働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

そこで次に、緊急雇用対策についてお伺いをいたします。

わかっておるだけで、今の39人も含めまして、74名も含めまして、約100人近くの方が失業されると、首切りということが予想をされます。この臨時職員の募集についてです。雇用期間は具体的にどのくらいですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、原則1年以上の雇用となっております。それを21年度から23年度、緊急雇用創出の分につきましては6カ月、緊急雇用創出事業につきましては6カ月未満を原則とされております。その中で、単年度に2名、それから継続で21年度から23年度までを2年で雇用を行っていくようにいたしております。（発言する者あり）

基山町の臨時雇用関係につきましては、それぞれの課が今後21年度に約61,000千円の臨時雇い賃金の予算をお願いいたしておりますけれども、それぞれの課の実情に合わせていくと思いますので、その辺の決めた雇用期間というのは今のところ考えておりません。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

雇用期間は何カ月かの単位でしょう、臨時職員は。半年とか1年じゃないわけでしょう。「広報きやま」で見えますと、臨時職員を募集しますということになっています。これに必ず雇用されるとは限りませんと書いてありますね。しかし、そういう中でも、先ほど答弁されたように、昨年より応募者数が47名ふえていると。ということは、やはり町民の雇用と暮らしが深刻だと、そういう受けとめ方をすべきだと私は思います。雇用情勢はますます厳しくなります。

それで、21年度の雇用者が5人ということではありますが、具体的な業務内容、どのような住民サービスに充てるのかお聞きをしたいわけですが、もう時間がありません。県のふるさと雇用再生基金、それから緊急雇用創出基金による基山町の雇用者数は21年度、来年度が5人、それから3人、3人ということがあります。しかし、今のような基山町の現状から見れば、私はこれは少ないんじゃないかというふうに思います。それで、基金が県のほうにあるわけですね。それぞれ57億円、そうすると17億円、県に基金があります。ぜひ雇用人数を基山町にふやすように要請を私はすべきじゃないかと。特に、介護とか福祉とか子育て支援分野などに充てる人数で雇用者をふやすべきだと思います。それについて、どうお考えですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この2つのふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金につきましては、国の第2次補正で行われておりまして、県のほうから市町のほうに内容が提示されて、事業等の把握をされるまでには余り期間がなかったということで、基山町の中でも各課に協議をいたしまして、いろんな事業に上げていただいて、それを県と協議した中で、採用されるのが今計上しております事業になっております。ただ、ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、まだかなりの余裕があるということで、県のほうからも再度、今後、22年度、23年度等で考えられるものについては計上を出してくれということですので、極力うちのほうも上げていきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

一般質問の中で、同僚議員の中からも介護サービスに充てる人をふやしてほしいとか、子育て支援センターとか、学童保育、こういう人をふやしてほしいと、金額もわずかじゃないかというようなことも言われております。そういう意味で要望が出ておりますので、これはもう少し県に要請して、ふやすという立場で強気に臨んでいただきたいと思います。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業についてお伺いをいたします。

9事業で総事業費67,150千円、そのうち交付金が40,000千円で、20年度の補正で出るわけですが、実際は来年度、21年度で行われるというふうになります。それで、9つの事業のうち、既に21年度中に事業実施が予定されていた事業は何がありますか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今のお答えですけれども、基本的には21年度事業の前倒しということしております。ただ、放課後児童教室設置事業については、そういうことはまだ検討は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業が出てきてから考えたといえますか、したということになっております。

以上でございます。（発言する者あり）

濟みません、プレミアム事業も今回この交付金が出た関係で考えております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、9つの事業は21年度に行う事業の前倒しという形で計画しましたということであり、それから、もちろんひまわり教室の設置とか、プレミアム商品券についてはということでありました。

それで、考え方として、事業を行うのに、この交付金が40,000千円来ておるわけですね。67,150千円のうち40,000千円、国からお金が来ておるわけです。もし40,000千円が来なかったとしても、この9つの事業については基本的には行うということになっていたというふうに思います。としますと、この40,000千円については、基山町の町費、一般財源は使う必要がなくなったということになると思います。ですから、このお金については、町民のいろんな方の要望の実現にぜひ充てていただきたいと。既定の事業だけに充てて、新規事業は何もしないということになると、これは臨時交付金の目的であります地域活性化とか生活対策の意味がなくなるということですから、新たに40,000千円のお金がふえたということになるというふうに思います。そういう意味で、どうですか、そういうお考えはないですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今、私が21年度を前倒ししてお願いしたということをおっしゃいます。そのうち、放課後児童教室設置事業とプレミアム商品券事業、その分については違うということをお答えしたと思います。それで、放課後児童教室設置事業につきましては、一応53,000千円程度の事業費がかかります。そのうちの約26,000千円を充当する考えであります。だから、39,000千円、約40,000千円がもともと浮いた金ということは全然考えておりません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ちょっと時間がありません。いや、その考え方は私はおかしいと思うんですよ。具体的に

ひまわり教室の設置なんかは21年度中にしなければならなかったわけでしょう。町長、その事業はしなければいけなかった事業なんでしょう、当然この交付金が来なくても。だとすれば、そのお金、ひまわり教室でも26,670千円ですよ、この交付金が充てられるのが。だから、この金は浮いた金ですよ。一般財源として使える金ですから、だから、こういうお金があるから、やはり町民の要望に沿った事業を行いなさいということをお求めているわけです。

時間がありません。地域雇用創出推進費についても44,000千円ということで、これは数字がその後どう変わるかわかりませんが、これについても、2年間の事業で新たな財源なんですよね。交付税の上乗せ分なんです。ですから、これも雇用の分野に充てますということですから、ぜひ福祉や教育の分野に雇用をふやしていただきたいと。そうすることによって、今の大変な雇用状況を解決するということにつながっていくというふうに思います。

時間がございません。最後です。学童保育についてお伺いをいたします。

この際、時間延長とか6年生までやるべきだということを私は申し上げました。しかし、これについては、指導員が確保できないということですが、これは確保できたらやるというお考えですか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

方針としては、町長が示されておりますので、確保のぐあいによって、先々はそういう延長なり規模拡大というのは必要だというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

私はまた町長のマニフェストを出したくないんですけどね、21年度中にやると書いていますよ。それから、私の3月議会の答弁でも、そういうふうに検討してやりますと書いていますから、これはぜひ指導員がね、給料が安いとか、いろんな問題はありましようけど、ぜひ見つけていただいて、やっていただきたいと。隣の鳥栖市は午後7時までやっています。よろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

3日間にわたる11名の方々による一般質問はすべて終了いたしました。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～ 午後3時30分 散会～